

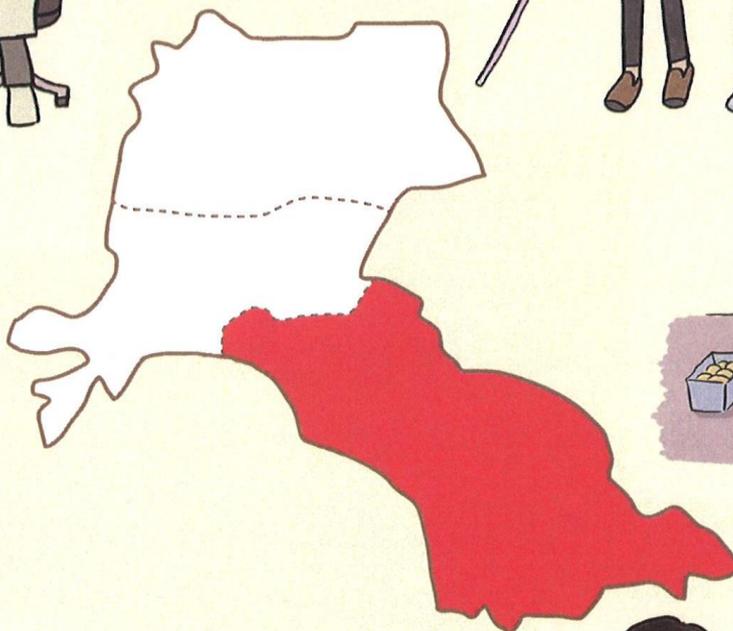
東彼杵町

障がい者計画・

第6期 障がい福祉計画及び

第2期 障がい児福祉計画

2021 ▶ 2023



令和3年3月
長崎県 東彼杵町

目次

第1部 計画の概要	1
第1章 計画策定にあたって.....	2
1 計画策定の趣旨と背景.....	2
2 障がい者施策をめぐる近年の動き.....	3
3 計画の位置づけ.....	7
4 計画の対象と範囲.....	8
5 計画の期間.....	8
6 計画策定の体制.....	9
第2章 障がい者を取り巻く町の現状と課題.....	10
1 障がい者の状況.....	10
2 福祉に関するアンケート調査結果報告書（抜粋）.....	18
3 前期計画の点検・評価.....	29
第3章 計画の基本的な考え方.....	32
1 基本理念.....	32
2 基本的視点.....	33
3 重点施策.....	34
4 施策の体系.....	36
第2部 東彼杵町障がい者計画	38
第1章 啓発・広報.....	39
1 支えあいのこころの啓発.....	39
2 地域福祉の推進.....	41
第2章 生活支援.....	43
1 生活支援サービスの充実.....	43
2 経済的支援.....	44
3 スポーツ・文化芸術活動の推進.....	45
第3章 生活環境.....	46
1 安全・安心のまちづくり.....	46
2 人にやさしいまちづくり.....	48
第4章 療育・教育・子育て.....	49
1 療育・保育・教育における支援体制の充実.....	50
2 インクルーシブ教育の推進.....	52
第5章 雇用・就労.....	54
1 一般就労機会の拡大.....	55

2	福祉的就労の支援.....	56
3	就労相談・情報提供.....	56
第6章	保健・医療.....	57
1	障がいの原因となる疾病の予防.....	57
2	医療サービスの実施.....	58
第7章	相談・情報提供.....	59
1	相談・情報提供の充実.....	60
2	意思疎通支援体制の充実.....	61
3	権利の擁護.....	61
第8章	行政サービス等における配慮.....	63
1	行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等.....	63
第3部 障がい福祉計画		66
第1章	基本指針に基づく障がい福祉サービス等の整備の方向.....	67
第2章	前期計画の成果目標の評価.....	69
第3章	本計画における目標値の設定.....	72
第4章	障がい福祉サービスの見込みと確保策.....	81
第5章	地域生活支援事業の見込みと確保策.....	92
第6章	児童福祉法に関するサービス.....	101
第4部 計画の推進		105
1	サービス利用支援体制の整備.....	106
2	計画の評価と見直し.....	107

～「障害」と「障がい」の表記について～

障がい者福祉の用語について、「害」という漢字表記が一般的に否定的なイメージにつながることから、平仮名表記を行う場合があります。本計画書では、法律用語、施設名などの固有名詞を除き、人や人の状態を表す場合は、「障がい」と表記しています。

第1部 計画の概要

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景

東彼杵町では、平成27年3月に「東彼杵町障がい者計画」を、平成30年3月に「東彼杵町第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定し、福祉・保健・医療・教育・生活環境・雇用・行政サービス等の幅広い分野から、障がい者福祉に関する施策を総合的に推進してきました。

現在、障がい者施策にかかわる主な関連法令がめまぐるしく成立・改正され、障がいのある人を取り巻く環境は、大きな転換期を迎えています。

国においては、平成30年3月に、「障害者基本計画（第4次）」を策定し、障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を示しました。

また、平成30年4月に、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行されました。改正の内容は、障がいのある人自らが望む地域生活を営むことができるような、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障がいのある子どもへの支援の提供体制を計画的に確保するため、都道府県、市町村において障がい児福祉計画を策定することとなりました。

さらに、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）」、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」の施行や「障害者雇用促進法」の改正など、このように障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しており、国の障がい者制度の動向を加味したさらなる障がい者施策の展開が求められています。

こうしたなか、本町では障がい福祉サービスの実績をもとに「東彼杵町第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」の点検・評価を「東彼地区保健福祉組合 障害者自立支援協議会（以下、東彼地区自立支援協議会という。）」にて行いながら、施策の推進に努めてきました。このたび、「東彼杵町障がい者計画」「東彼杵町第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」がともに令和2年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の方向、障がいのある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、長期的な視点から計画的に障がい者福祉に関する施策を推進するため、新たに「東彼杵町障がい者計画・第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」を策定します。

2 障がい者施策をめぐる近年の動き

(1) 国の動向

■ 「障害者基本法の一部を改正する法律」の成立 ■

平成23年7月成立。この法律においては、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるという理念にのっとり、全ての人が相互に人格と個性を尊重する「共生社会」を実現することを目的に掲げています。また、障がい者の定義が見直され、制度や慣行、観念などを含む「社会的障壁により日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする定義が追加されるとともに、そのような社会的な障壁を取り除くための配慮を求めています。これらをもとに、地域社会での生活の選択の機会、意思疎通の手段の選択の機会、共に学ぶ教育、雇用の安定と促進など、あらゆる場面における差別の禁止と合理的配慮のための方向性が定められています。

■ 「障害者虐待防止法」の成立 ■

平成23年6月成立。正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。この法律において虐待とは、養護者によるもの、障がい者福祉施設従事者などによるもの、使用者によるものがあり、その類型としては、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待、ネグレクト（放置・怠慢）の行為すべてを指します。また、市町村において虐待の早期発見と防止策を講じる責務を明記するとともに、発見者には市町村への通報義務が課せられています。平成24年10月1日から施行。

■ 「障害者総合支援法」の施行 ■

従来の障害者自立支援法に替わる法律として平成25年4月1日から施行。

正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。

これまで通り、障がい福祉サービスの提供などについて定められるとともに、障害者総合支援法では障がい福祉サービスなどの対象となる障がい者の範囲に難病患者なども含まれることも定められました。

■ 「障害者権利条約」の批准 ■

平成18年12月、第61回国連総会において、障がいのある人に対する差別を禁じ、社会参加を促進することを目的とした「障害者権利条約」が採択されました。障がいのある人を対象にした人権条約は初めてで、世界人口の約1割、約6億5,000万人（国連推計）とされる障がいのある人の権利拡大につながるものと期待されています。この条約は平成20年5月に発効しています。わが国においては、平成19年に署名し、必要な国内制度の改正ののち、平成26年1月に批准されました。

■「障害者差別解消法」の成立■

平成25年6月成立。正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。この法律においては、障害者基本法に定めた差別の禁止と合理的な配慮の規定を具体化するため、国・地方自治体などにおける障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止、差別解消に向けた取組に関する要領を定めることなどが規定されています。平成28年4月1日から施行。

■「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の成立■

①平成25年6月成立。この改正においては雇用の分野における障がいを理由とする差別的な取扱いが禁止されること、法定雇用率算定に精神障がい者を加えることなどが盛り込まれました。平成28年4月1日から施行（合理的配慮の提供義務規定は平成30年4月1日から施行）。

②令和元年6月7日成立。障がい者の雇用を一層促進するため、障がい者の活躍の場の拡大に関する措置や、国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが規定され、障害者活躍推進計画策定が義務化されました。令和元年年6月14日、同年9月6日、令和2年4月1日で段階的に施行。

■「第4次障害者基本計画」の閣議決定■

平成30（2018）年3月に障がい者の自立や社会参加を支援する様々な施策の土台となる2018～2022年度の「第4次障害者基本計画」を閣議決定しました。障害者権利条約の批准、障害者差別解消法の施行、2020東京パラリンピックの開催を背景に、「一人ひとりの命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる社会の実現を目指しています。

■「障害者文化芸術推進法」の制定、施行■

平成30年6月制定、施行。障がい者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保、計画策定が努力義務化されました。

■「読書バリアフリー法」の制定、施行■

令和元年6月制定、施行。視覚障がい者等（視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目指すことが規定されました。

(2) 長崎県の動向

■「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」の制定■

障がいのあるなしにかかわらず、誰もがあらゆる社会活動に参加することのできる共生社会の実現を目指して、障がいのある人に対する差別を禁止し、差別をなくすための施策を推進するための事項などを定めた「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」が、平成25年5月22日に県議会で可決成立し、平成26年4月1日から全面施行されました。

■「長崎県障害者基本計画（第4次）」の策定■

平成31年3月策定。「障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で、自立した生活を送り、互いに優しく接し合うことができる社会環境の中で、社会を構成する一員として、共に地域を支え合い、あらゆる社会活動に参加することができる平和な共生社会の実現を目指すこと」を基本理念とし、障がい者施策の総合的な取り組みが推進されています。

(3) 東彼杵郡の動向

■東彼地区保健福祉組合による共同処理する事務■

年月日	内容
H18.6.12	(共同処理する事務の追加) 障害者自立支援法に係る障害程度区分審査会の設置及び運営
H18.7.1	障害者自立支援法に係る障害程度区分審査会の運営開始
H22.11.19	(共同処理する事務の追加) 障害者自立支援法に係る地域生活支援事業運営
H23.1.1	障害者自立支援法に係る地域生活支援事業運営開始
H28.11.8	(共同処理する事務の追加) 障害者総合支援法に係る障害支援区分の認定及び支給要否決定を行うための調査(障害者に係る認定調査)
H29.4.1	障害者認定調査業務開始

■東彼地区保健福祉組合 障害者自立支援協議会■

地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うことを目的とする組織。

委員数	20人
委員の任期	2年
委員構成	相談支援事業者、障害者福祉サービス事業者、保健・福祉関係者、教育関係者、雇用・就労関係、障害者団体関係、学識経験者、民生・児童委員、管理者が特に必要と認めた者

自立支援協議会について

障がいのある人の視点に基づく相談支援事業の運営評価や、地域生活支援に資する人材の育成、また不足している社会資源の開発や障がい福祉施策への反映等を主な目的とし、地域におけるネットワークの構築・強化を推進しています。

情報機能	困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信
調整機能	地域の関係機関によるネットワーク構築 困難事例への対応のあり方に対する協議、調整
開発機能	地域の社会資源の開発、改善
教育機能	構成員の資質向上の場として活用
権利擁護機能	権利擁護に関する取組を展開する
評価機能	市町村相談支援機能強化事業の活用 委託相談支援事業者の運営評価 等

■東彼地区障がい者支援センターエールの開設■

平成24年11月1日開設。相談員3名、事務員1名

困っている本人またはその家族からの相談に応じる相談支援、聴覚等の障がいがある人へのコミュニケーション支援、創作活動等を一緒に行う活動支援（通所形式）を行っています。

3 計画の位置づけ

(1) 障がい者計画

障がい者計画とは、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障がい者計画として策定し、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。

障害者基本法 第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

(2) 障がい福祉計画

障がい福祉計画とは、「障害者総合支援法」第88条第1項の規定に基づく「市町村障がい福祉計画」として、東彼杵町における障がい福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画です。

障がい者計画が障がいのある人のための施策に関する基本計画であるのに対して、本計画は障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を示す実施計画となります。

障害者総合支援法 第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

(3) 障がい児福祉計画

障がい児福祉計画とは、「児童福祉法」第33条の20の規定に基づく「市町村障がい児福祉計画」として、児童発達通所支援及び児童相談支援の提供体制の確保その他児童発達通所支援及び児童相談支援の円滑な実施に関して定める計画です。

市町村障がい児福祉計画は、「市町村障がい福祉計画」と一体のものとして作成することができるかとされています。

児童福祉法 第33条の20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

4 計画の対象と範囲

本計画は、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病、高次脳機能障がいその他の心身の機能の障がいがある人であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とし、その家族や地域、社会全体への働きかけも含めた施策を推進します。

◆障害者総合支援法第4条

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。

5 計画の期間

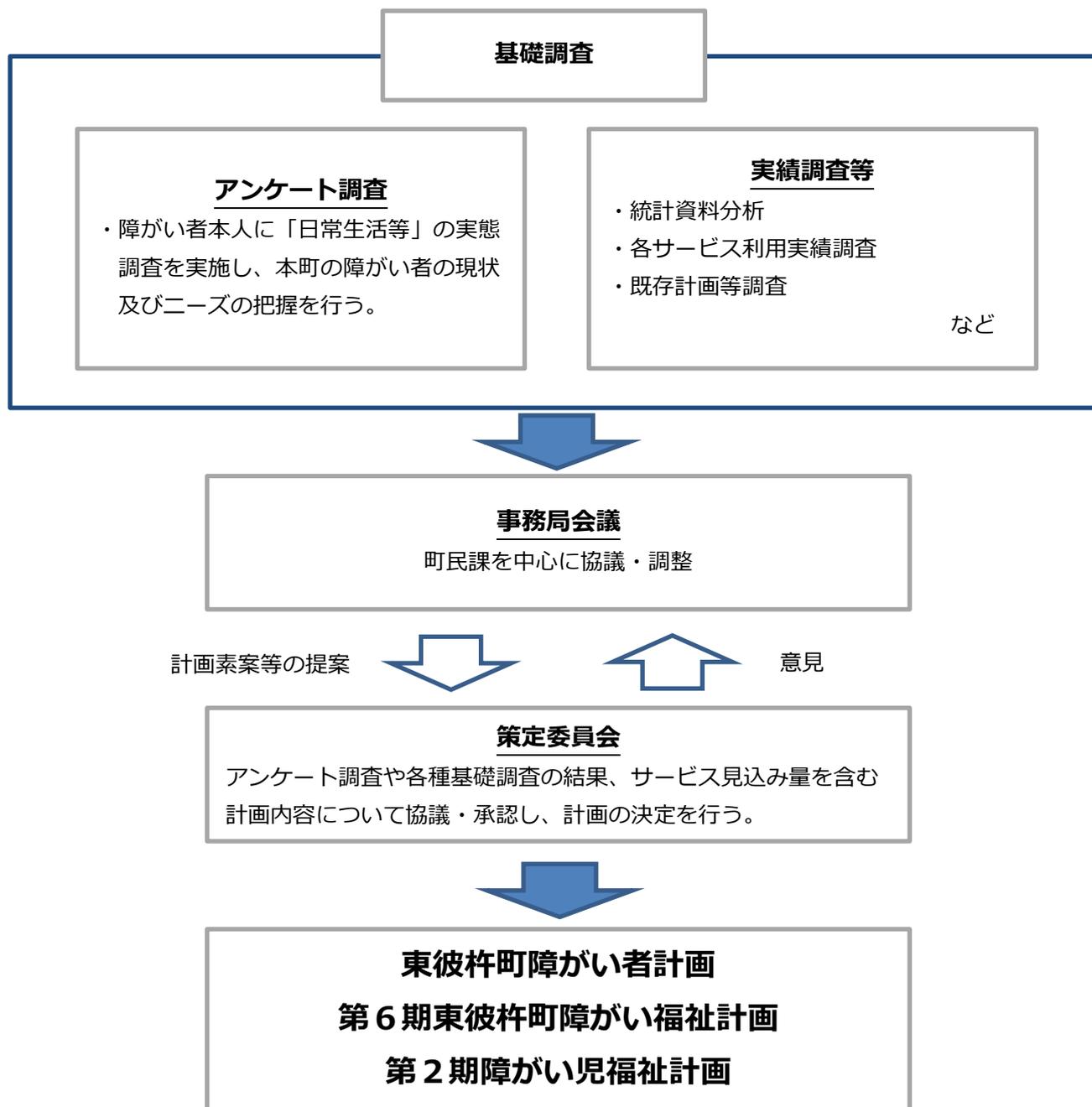
本計画は、「障がい者計画」と「障がい福祉計画」を一体的な施策展開を図るため、「障がい者計画」は令和3年度から令和8年度までの6か年計画とし、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、国の定める基本指針により計画期間が3年間と定められていることから、令和3年度から令和5年度までの3か年計画として策定します。

	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
障がい者計画	H30年度～R2年度			R3年度～8年度					
障がい福祉計画	第5期 (H30～R2)			第6期 (R3～R5)			第7期 (R6～R8)		
障がい児福祉計画	第1期 (H30～R2)			第2期 (R3～R5)			第3期 (R6～R8)		

6 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、アンケート調査を実施し、当事者や支援者の方の意見等を基礎資料として活用しました。

また、地域の代表者で構成された策定委員会を設置・開催し、本計画素案等の検討、審議を行いました。



第2章 障がい者を取り巻く町の現状と課題

1 障がい者の状況

(1) 障がい者の推移

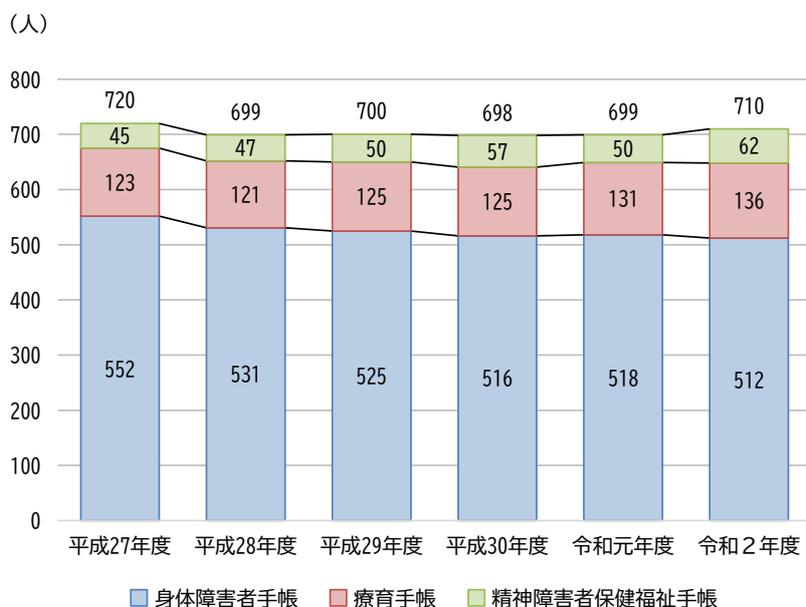
本町の障がい者数の推移を手帳所持者数で見ると、平成27年度の720人から、令和2年度には710人とやや減少しています。

障がい別にみると、身体障がいのある人（身体障害者手帳所持者）の数が最も多く、令和2年度では512人となっていますが、減少傾向にあります。

知的障がいのある人（療育手帳所持者）、精神障がいのある人（精神障害者保健福祉手帳所持者）は増加傾向にあります。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障がい者	552	531	525	516	518	512
知的障がい者	123	121	125	125	131	136
精神障がい者	45	47	50	57	50	62
合計	720	699	700	698	699	710

単位：人、平成27年度から平成29年度は各年度10月1日現在
平成30年度から令和2年度は各年度4月1日現在



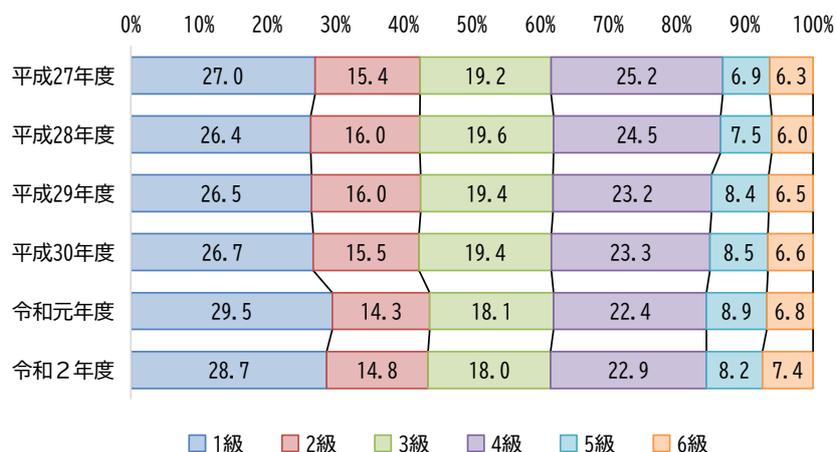
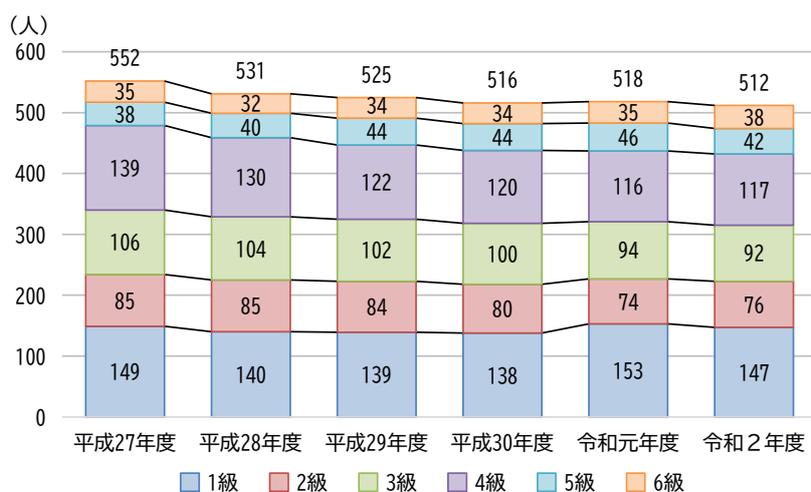
(2) 身体障がいのある人の状況

①身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移

本町の身体障害者手帳所持者数は、令和2年度で512人となっており、平成27年度から令和2年度までの6年間で40人、7.2%減少しています。

等級別では、5級と6級が増加していますが、その他は減少しています。また令和2年度では重度者（1級と2級の計）が43.5%を占めています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1級	149	140	139	138	153	147
2級	85	85	84	80	74	76
3級	106	104	102	100	94	92
4級	139	130	122	120	116	117
5級	38	40	44	44	46	42
6級	35	32	34	34	35	38
合計	552	531	525	516	518	512

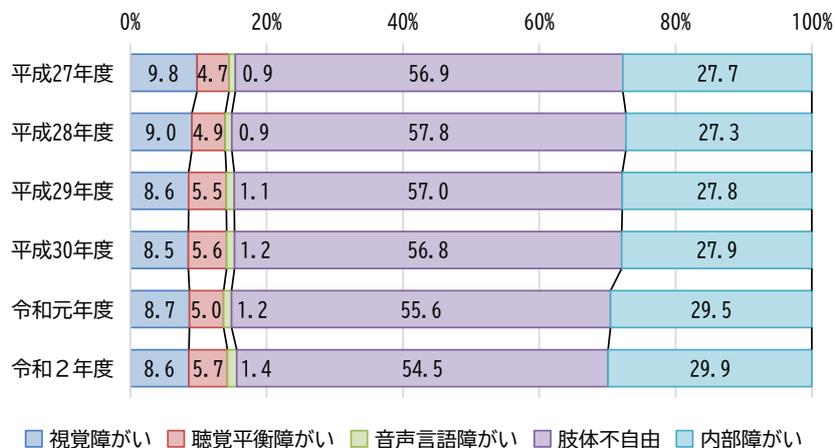
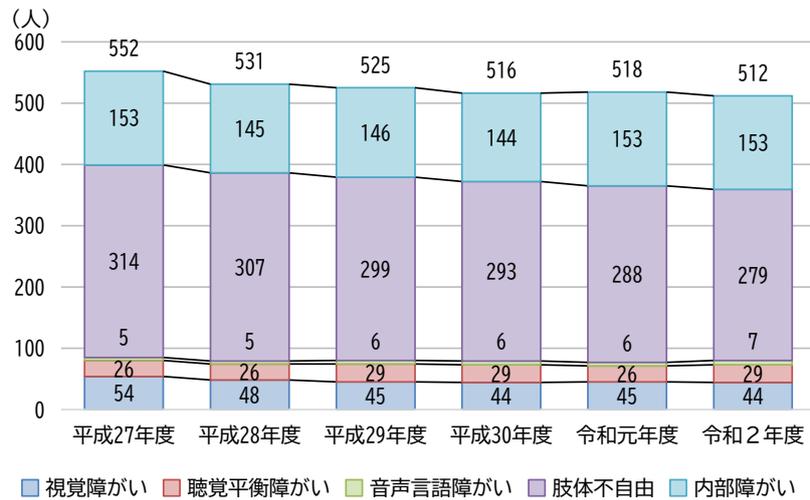


②身体障害者手帳所持者数（部位別）の推移

令和2年度の身体障害者手帳所持者の部位別比率をみると、「肢体不自由」が54.5%と最も多く、次いで「内部障がい」が29.9%となっています。

平成27年度から令和2年度までの6年間では、「肢体不自由」の減少率が11.1%となっています。

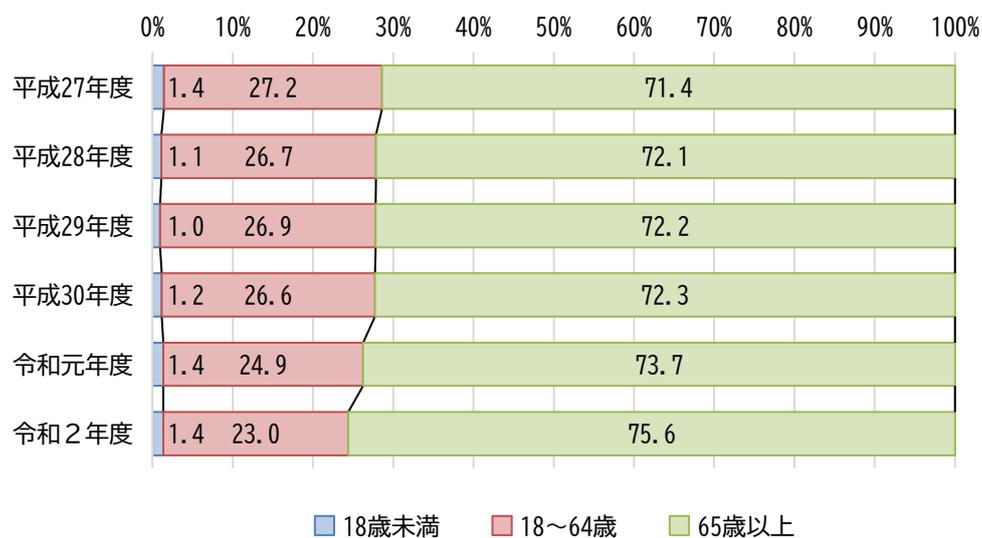
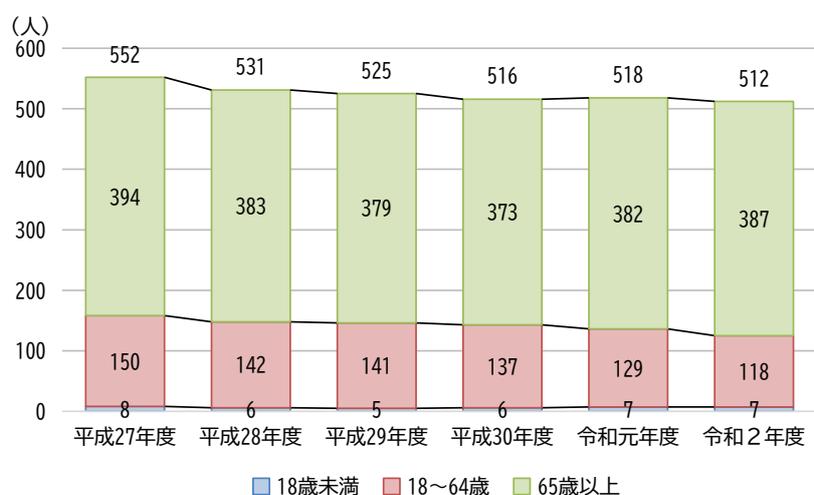
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
視覚障がい	54	48	45	44	45	44
聴覚平衡障がい	26	26	29	29	26	29
音声言語障がい	5	5	6	6	6	7
肢体不自由	314	307	299	293	288	279
内部障がい	153	145	146	144	153	153
合計	552	531	525	516	518	512



③身体障害者手帳所持者数（年齢別）の推移

平成27年度から令和2年度までの6年間で、65歳以上の高齢者の割合は年々増加しており、令和2年度では75.6%となっています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
18歳未満	8	6	5	6	7	7
18～64歳	150	142	141	137	129	118
65歳以上	394	383	379	373	382	387
合計	552	531	525	516	518	512



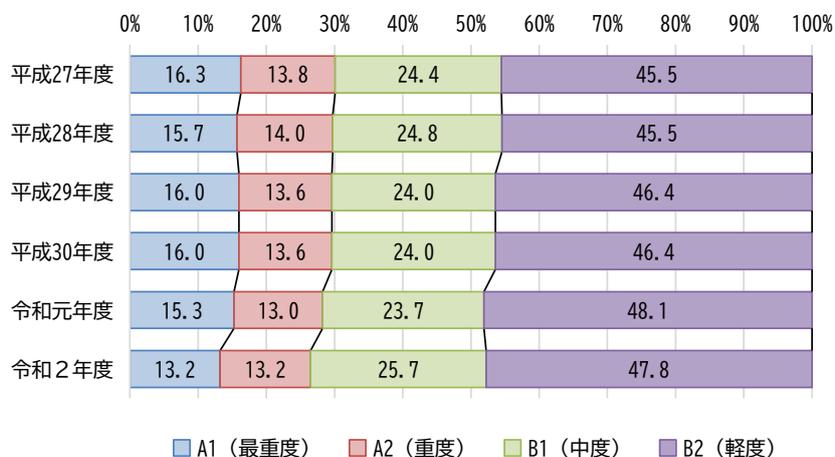
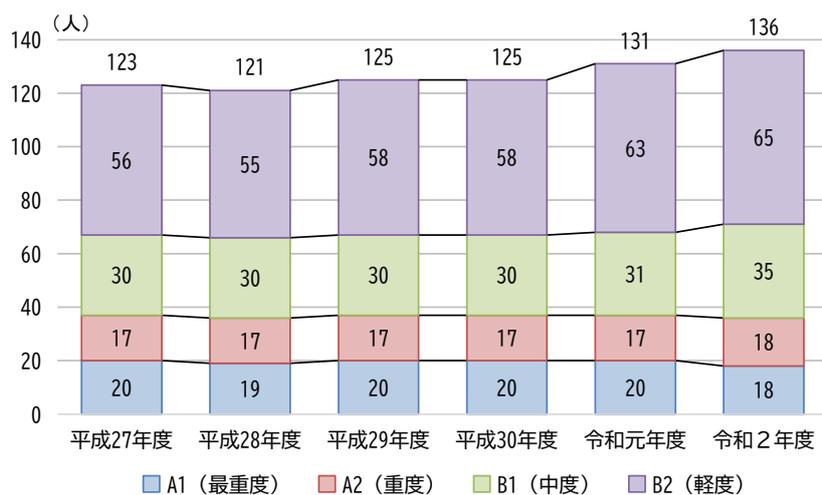
(3) 知的障がいのある人の状況

①療育手帳所持者（等級別）の推移

本町の療育手帳所持者数は、令和2年度で136人となっており、平成27年度から令和2年度までの6年間で13人、9.6%増加しています。

令和2年度の等級別の全体に占める割合をみると、「B2」が47.8%と最も多くなっています。

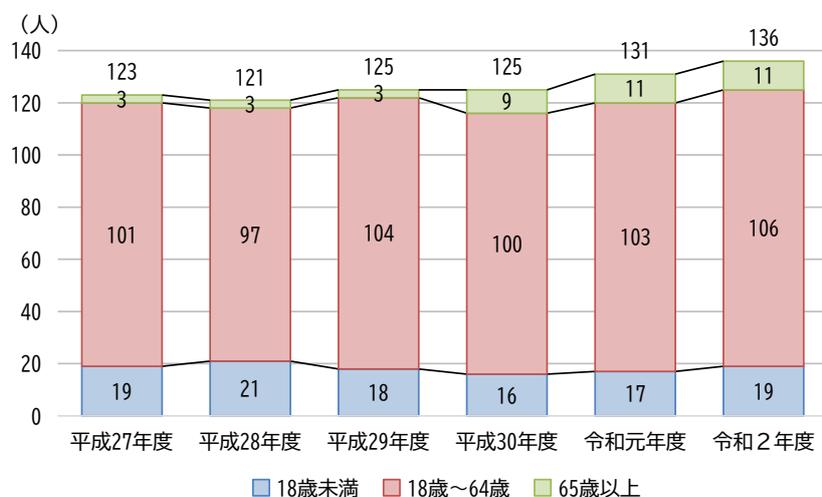
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
A1	20	19	20	20	20	18
A2	17	17	17	17	17	18
B1	30	30	30	30	31	35
B2	56	55	58	58	63	65
合計	123	121	125	125	131	136



②療育手帳所持者（年齢別）の推移

平成27年度から令和2年度までの年齢別における6年間の推移をみると、「18歳～64歳」の層が5人、「65歳以上」の層が8人増加しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
18歳未満	19	21	18	16	17	19
18～64歳	101	97	104	100	103	106
65歳以上	3	3	3	9	11	11
合計	123	121	125	125	131	136



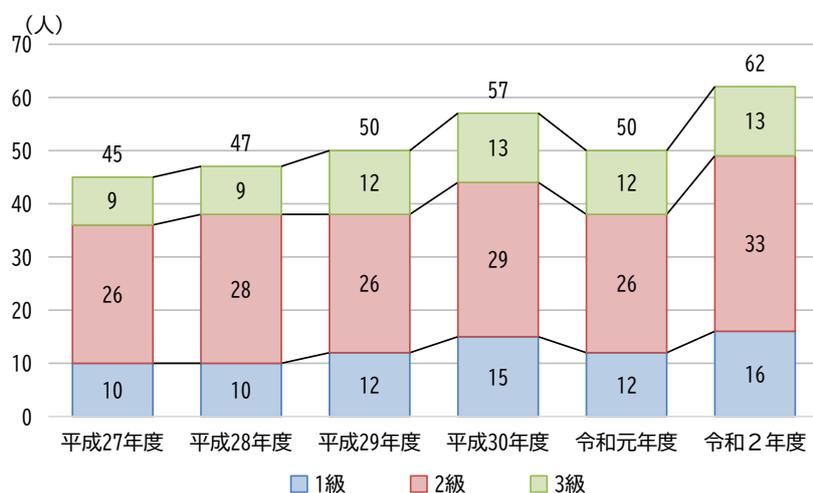
(4) 精神障がいのある人の状況

①精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和2年度で62人となっており、平成27年度から令和2年度までの6年間で17人、37.8%増加しています。

令和2年度では「2級」が53.2%と最も多くなっています。

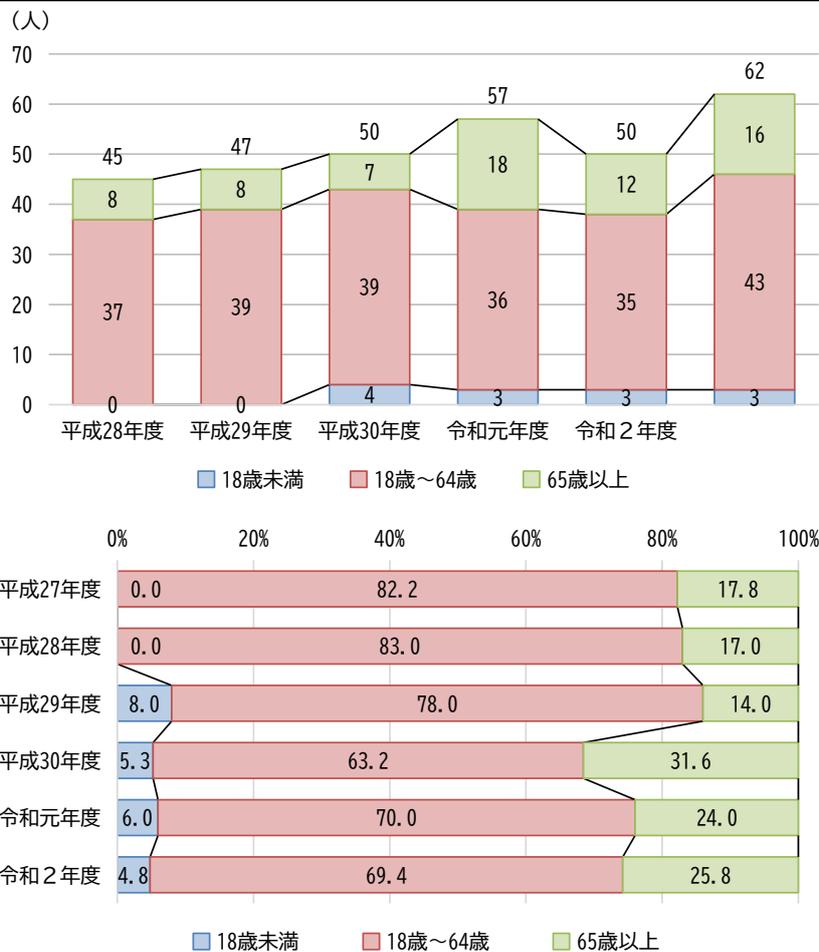
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1級	10	10	12	15	12	16
2級	26	28	26	29	26	33
3級	9	9	12	13	12	13
合計	45	47	50	57	50	62



②精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢別）の推移

平成27年度から令和2年度までの年齢別における6年間の推移をみると、「65歳以上」の層が8人、増加し2倍になっています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
18歳未満	0	0	4	3	3	3
18～64歳	37	39	39	36	35	43
65歳以上	8	8	7	18	12	16
合計	45	47	50	57	50	62



※平成27年度から平成29年度は10月1日現在
平成30年度から令和2年度は4月1日現在

（5）特定疾患医療受給者証交付状況

本町での特定疾患医療受給者証の交付状況は以下のとおりです。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
特定疾患医療費受給者証交付件数 （特定医療費（指定難病）支給認定者数）	116	115	101	94	94

2 福祉に関するアンケート調査結果報告書（抜粋）

（1）調査の目的

令和2年度に東彼杵町障がい者計画及び障がい福祉計画を見直すにあたり、既存データでは把握困難な生活の状況や社会参加、今後の生活についてのご意見、潜在的なニーズ（サービスの利用意向や障がい者福祉に関する意識等）、障がい者のおかれた環境やその他の事情等を調査・分析し、計画の基礎資料とすることを目的として調査を行いました。

（2）調査の実施要領

◆調査時期 令和2年10月～令和2年11月に実施しました。

◆調査対象者及び調査方法

①調査対象者

町が管理している身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、障がい福祉サービス利用者を調査対象者としました。

②調査方法

郵送により配布・回収を行いました。

（3）配布数・回答数

配布数	有効回答数	有効回答率
635名	367名	57.8%

（4）調査結果利用上の注意

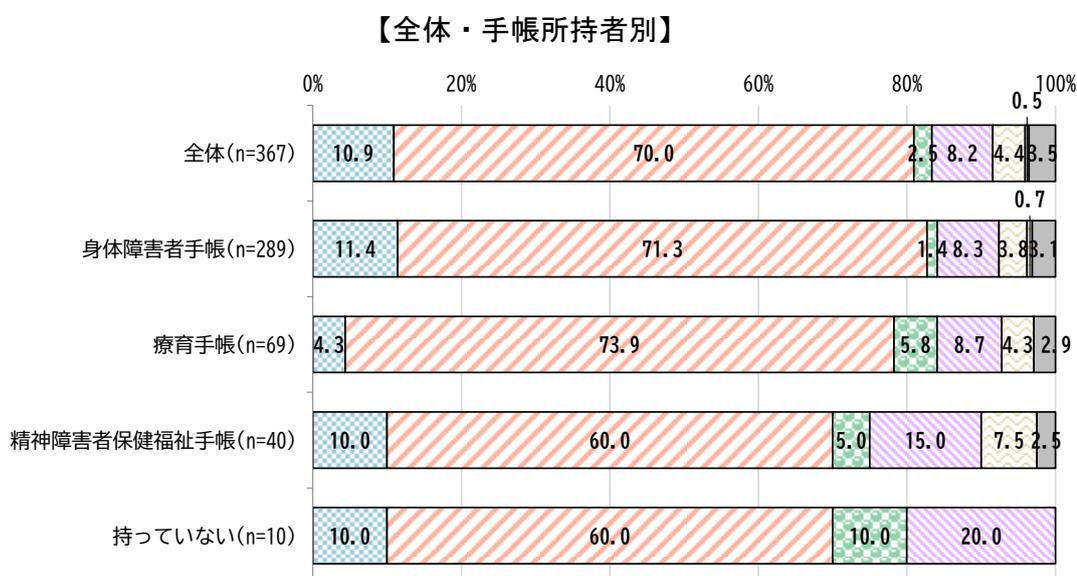
- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- それぞれの手帳所持者別にクロス集計をかけることで身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者を別々に集計しています。よって、重複手帳所持者がそれぞれに数えられ、集計されています。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。

(5) 調査結果 (抜粋)

①現在の生活について

現在どのように暮らしているかについて、全体では「家族と暮らしている」(70.0%)の割合が最も高く、次いで、「一人で暮らしている」(10.9%)、「福祉施設(障がい者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている」(8.2%)となっています。

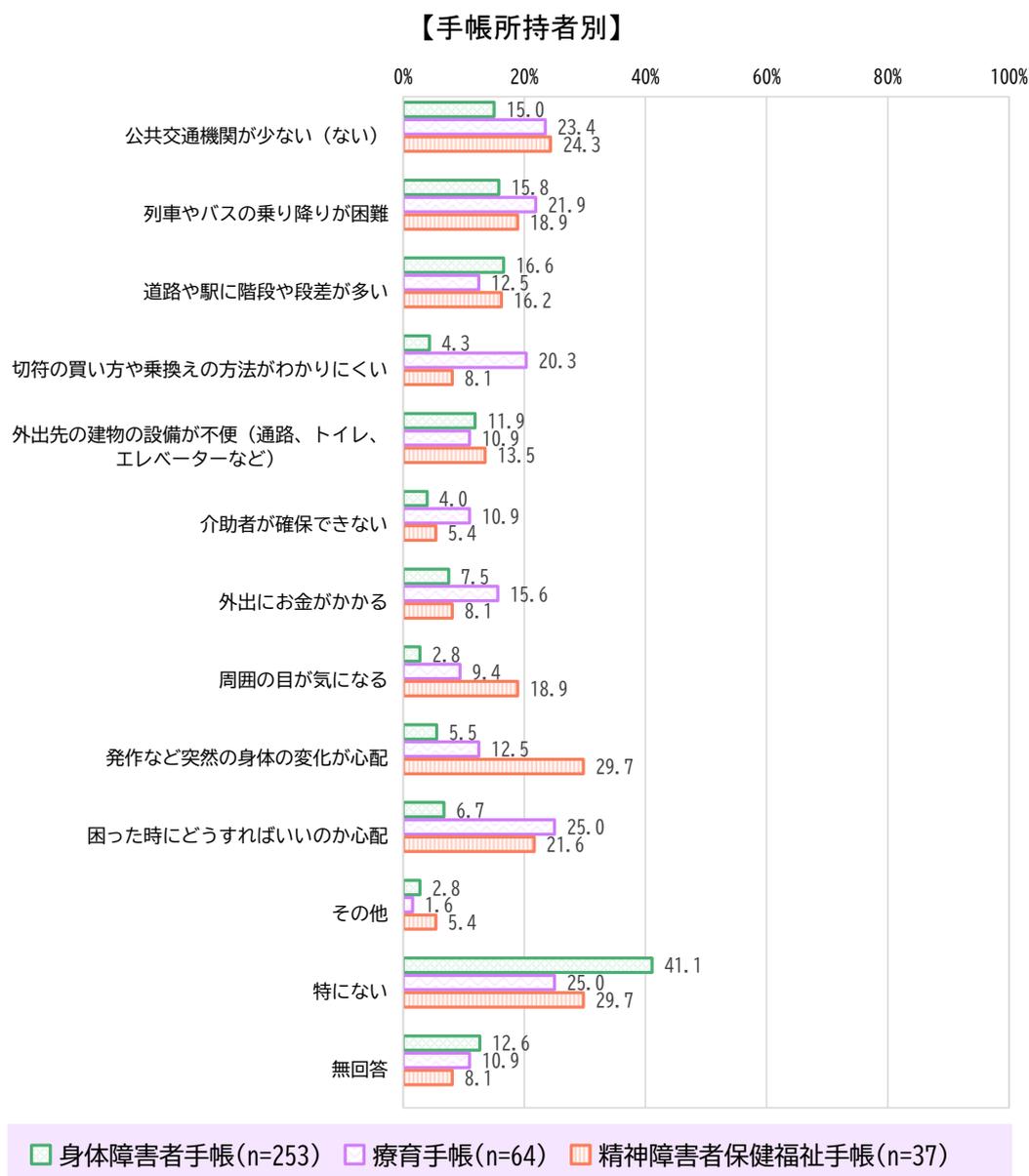
手帳所持者別でみると、精神障害者保健福祉手帳所持者では「家族と暮らしている」(60.0%)の割合が他の手帳所持者と比較して低く、「福祉施設(障がい者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている」(15.0%)の割合は高くなっています。



- 一人で暮らしている
- 家族と暮らしている
- グループホームで暮らしている
- 福祉施設(障がい者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている
- 病院に入院している
- その他
- 無回答

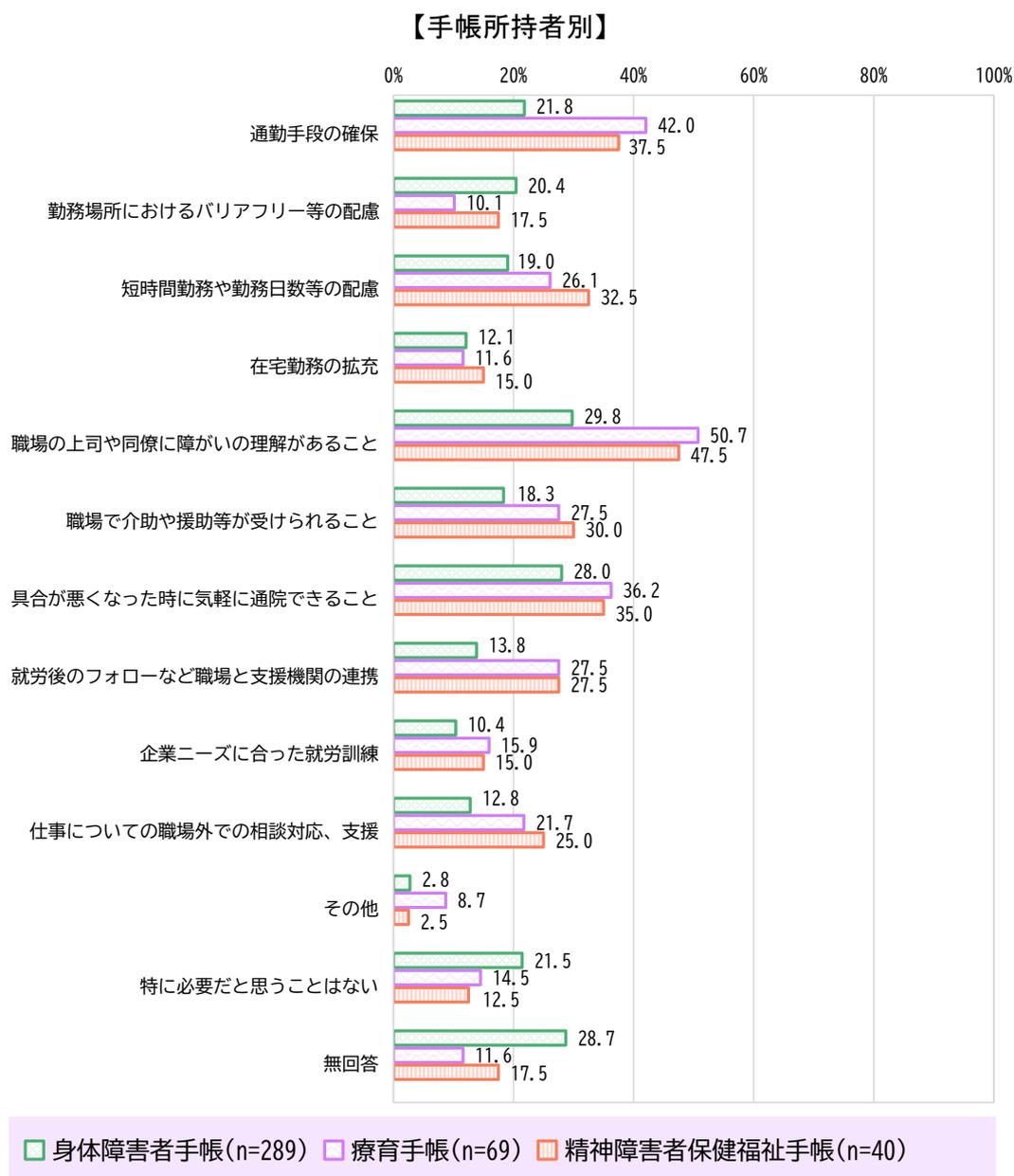
②外出するときに困ること

外出する時に困ることについて、手帳所持者別で見ると、療育手帳所持者では「切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい」(20.3%)の割合が、精神障害者保健福祉手帳所持者では「周囲の目が気になる」(18.9%)、「発作など突然の身体の変化が心配」(29.7%)の割合が他の手帳所持者と比較して高くなっています。



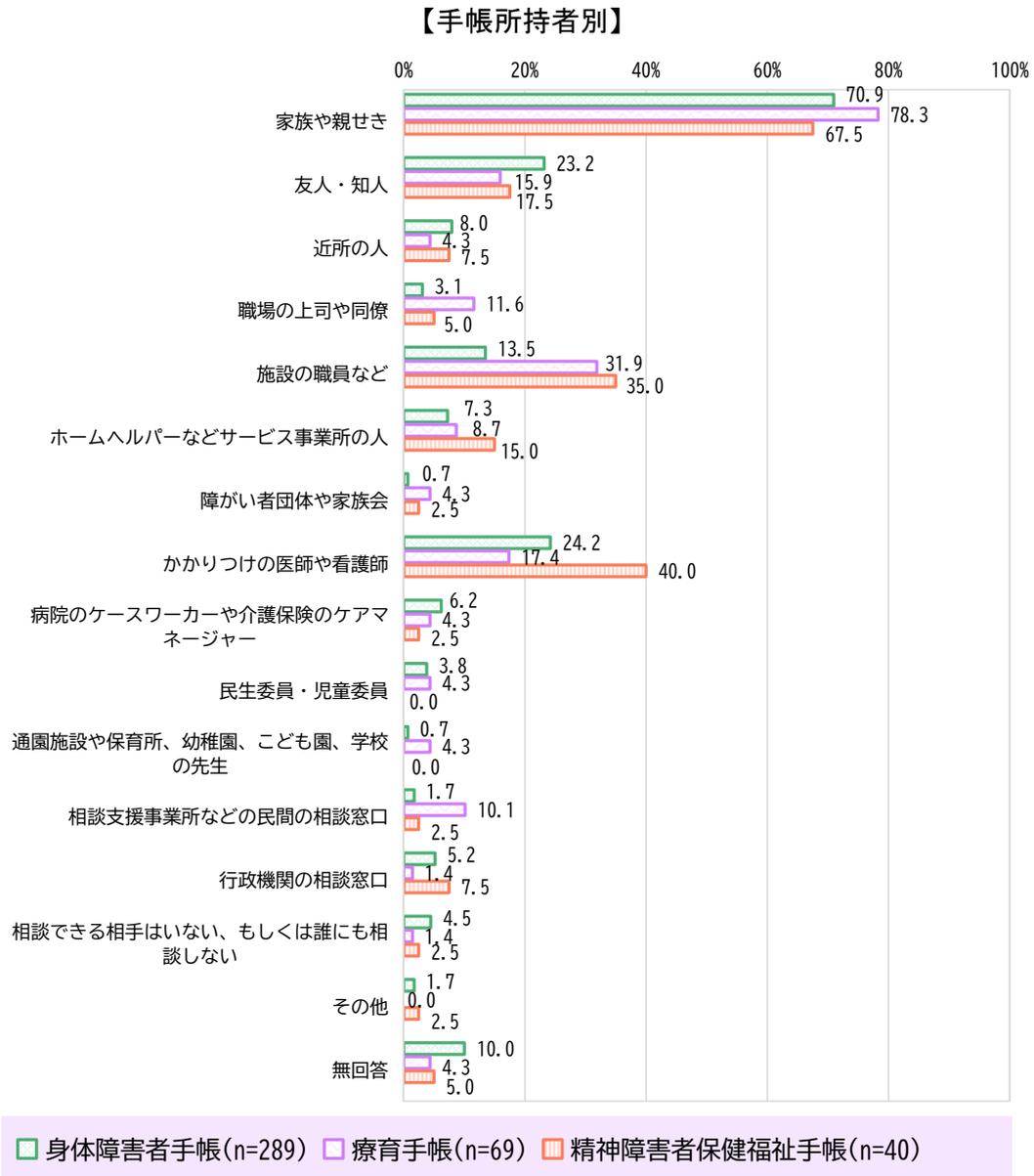
③障がい者の就労支援として必要なこと

会社などで就労するために必要だと思うことについて、手帳所持者別でみると、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者では「通勤手段の確保」、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」の割合が他の手帳所持者と比較して高くなっています。



④ 普段の相談相手

普段、悩みや困ったことを相談する相手について、手帳所持者別でみると、精神障害者保健福祉手帳保持者では「かかりつけの医師や看護師」（40.0%）の割合が他の手帳所持者と比較して高くなっています。



⑤障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を知る方法

障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を知る方法について、手帳所持者別で見ると、身体障害者手帳所持者では「行政機関の広報誌」(30.8%)の割合が他の手帳所持者と比較して高くなっています。

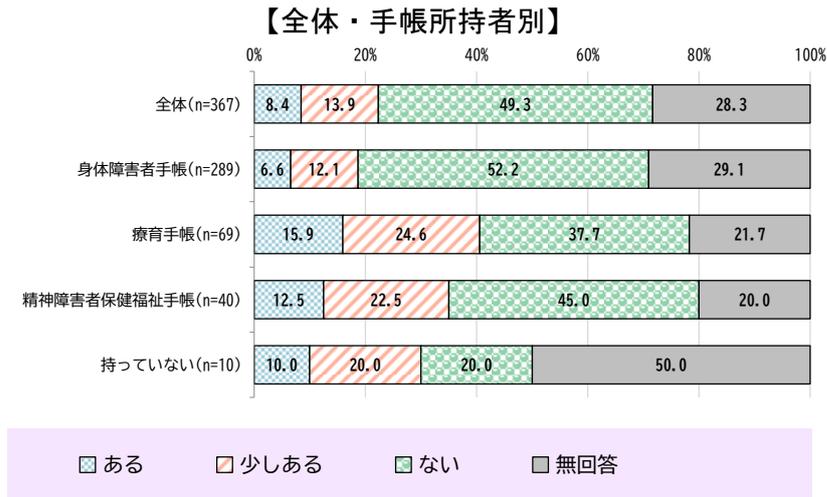


■ 身体障害者手帳(n=289) ■ 療育手帳(n=69) ■ 精神障害者保健福祉手帳(n=40)

⑥差別や嫌な思いをする（した）ことの経験について

障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがあるかについて、全体では「ない」(49.3%)の割合が最も高く、次いで、「少しある」(13.9%)、「ある」(8.4%)となっています。

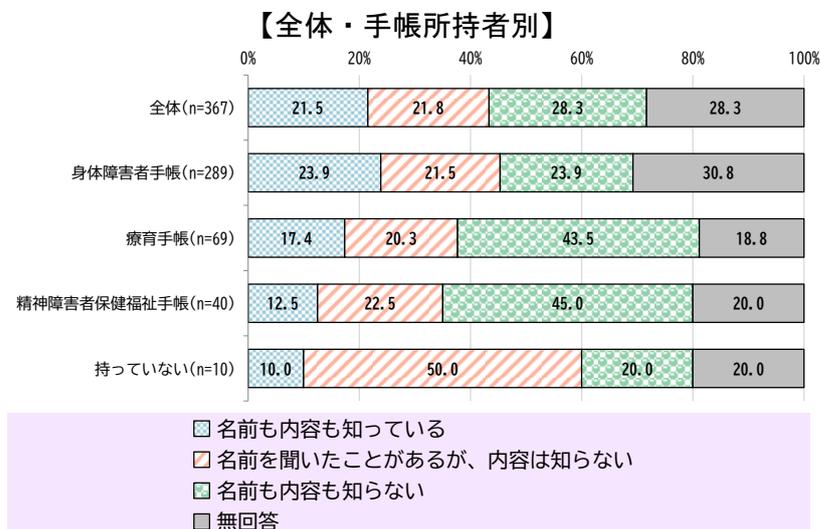
手帳所持者別でみると、身体障害者手帳所持者では「ない」(52.2%)の割合が他の手帳所持者と比較して高くなっています。



⑦成年後見制度の認知度

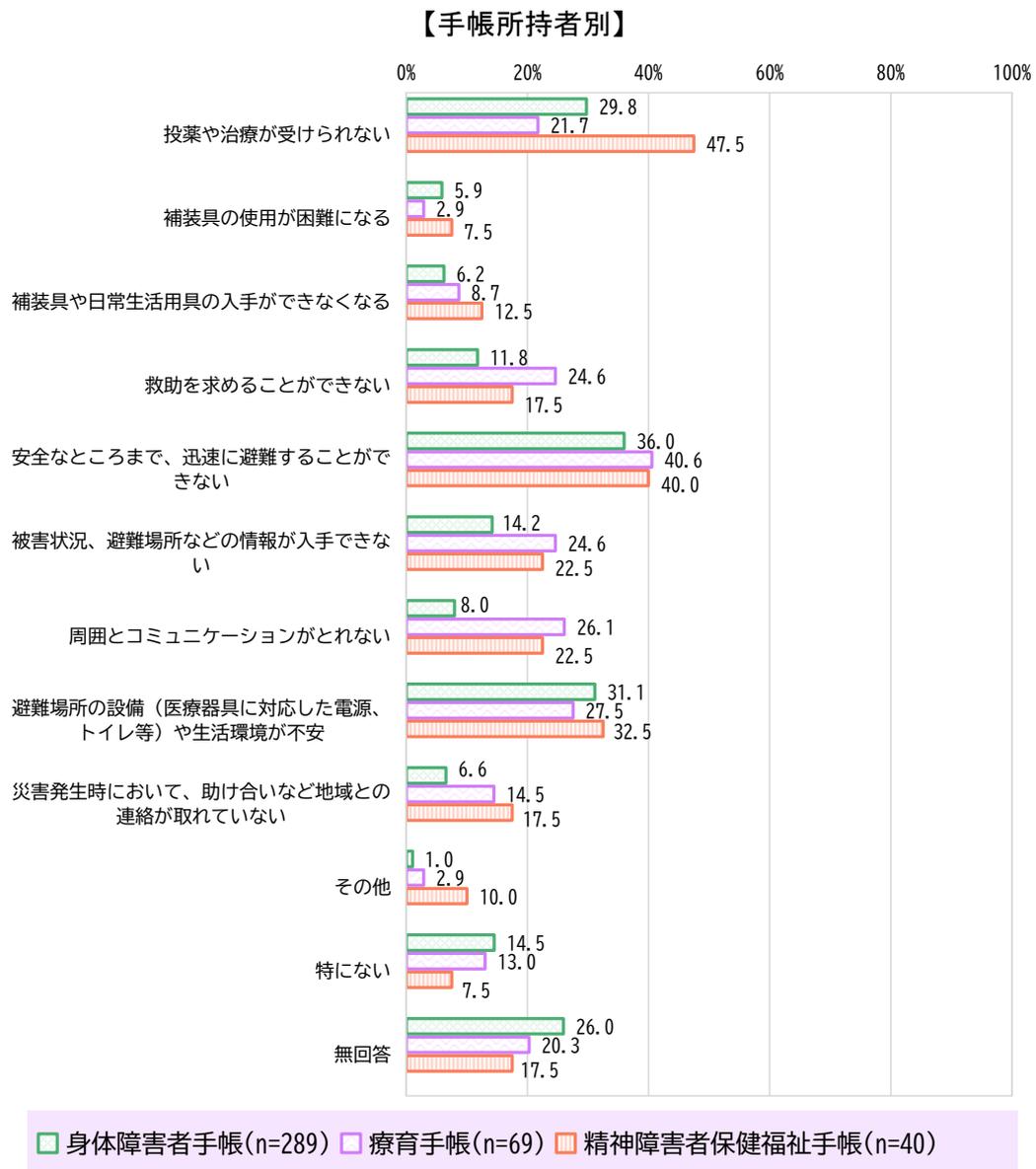
成年後見制度の認知について、全体では「名前も内容も知らない」(28.3%)の割合が最も高く、次いで、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」(21.8%)、「名前も内容も知っている」(21.5%)となっています。

手帳所持者別でみると、身体障害者手帳所持者では「名前も内容も知っている」(23.9%)の割合が最も高くなっています。



⑧災害時に困ること

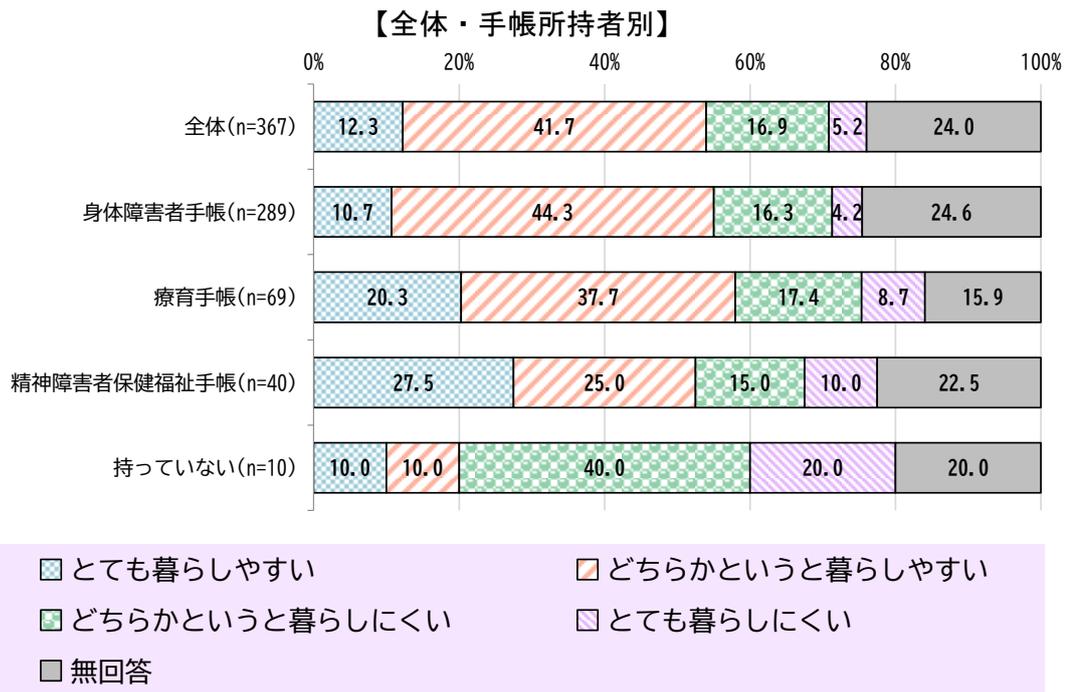
災害時に困ることについて、手帳所持者別でみると、療育手帳所持者では「救助を求められない」(24.6%)の割合が、精神障害者保健福祉手帳所持者では「投薬や治療が受けられない」(47.5%)の割合が他の手帳所持者と比較して高くなっています。



⑨東彼杵町は、障がいのある方にとって、暮らしやすいまちだと思うかについて

障がいのある方にとって暮らしやすいまちだと思うかについて、全体では「どちらかという暮らしやすい」(41.7%)の割合が最も高く、次いで、「どちらかという暮らしにくい」(16.9%)、「とても暮らしやすい」(12.3%)となっています。

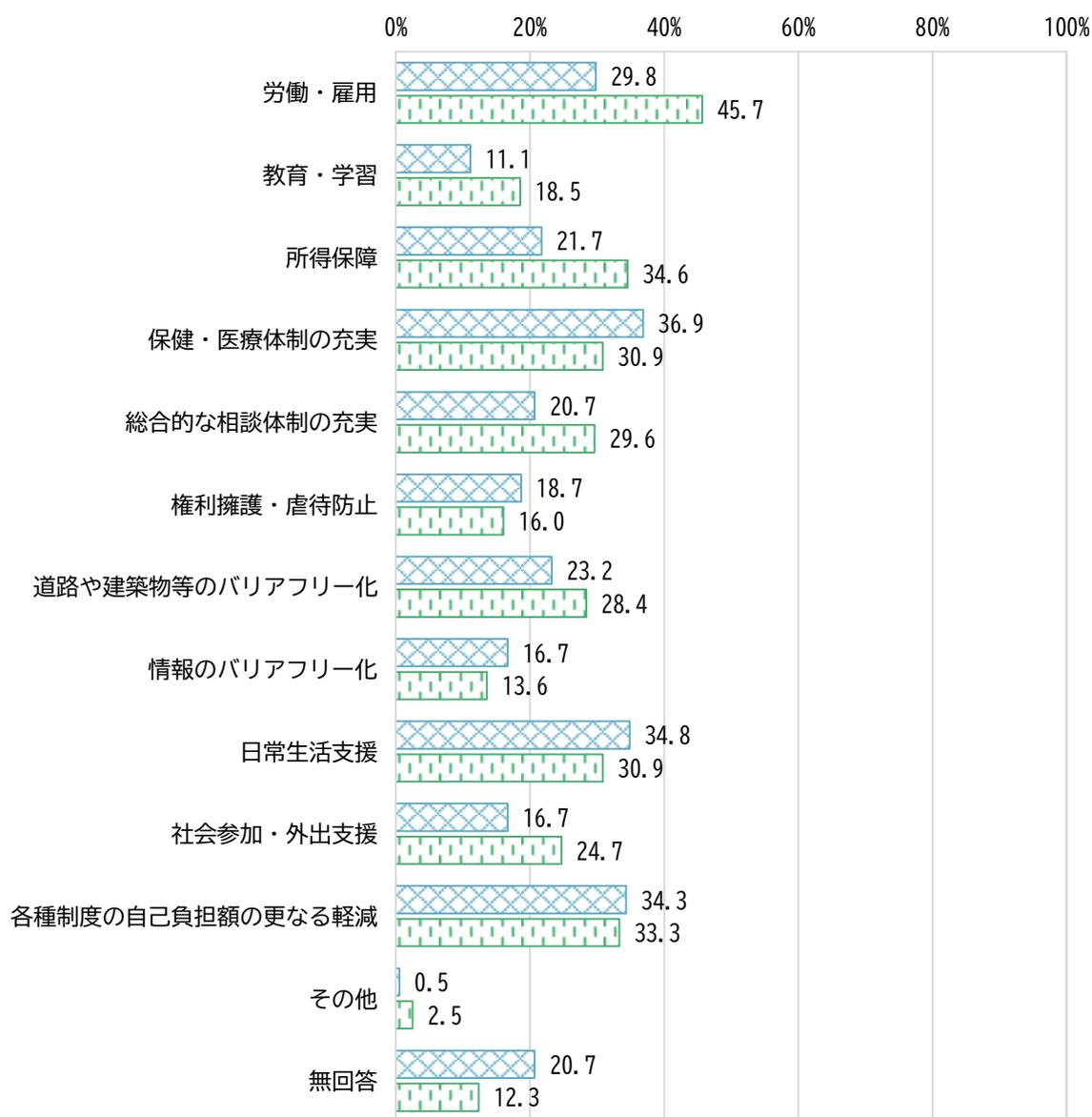
手帳所持者別でみると、身体障害者手帳所持者では「どちらかという暮らしやすい」(44.3%)の割合が、精神障害者保健福祉手帳所持者では「とても暮らしやすい」(27.5%)の割合が他の手帳所持者と比較して高くなっています。



上記において『暮らしやすい（「とても暮らしやすい」「どちらかという暮らしやすい」との合計）』と回答した人が重要だと思う施策については、「保健・医療体制の充実」（36.9%）の割合が最も高く、次いで「日常生活支援」（34.8%）となっています。

一方、『暮らしにくい（「どちらかという暮らしにくい」と「とても暮らしにくい」の合計）』と回答した人が重要だと思う施策については、「労働・雇用」（45.7%）の割合が最も高く、次いで「所得保障」（34.6%）となっており、『暮らしやすい』と回答した人と比較すると10ポイント以上の差があり、他の施策より差が大きくなっています。

【暮らしやすさ×重要だと思う施策】



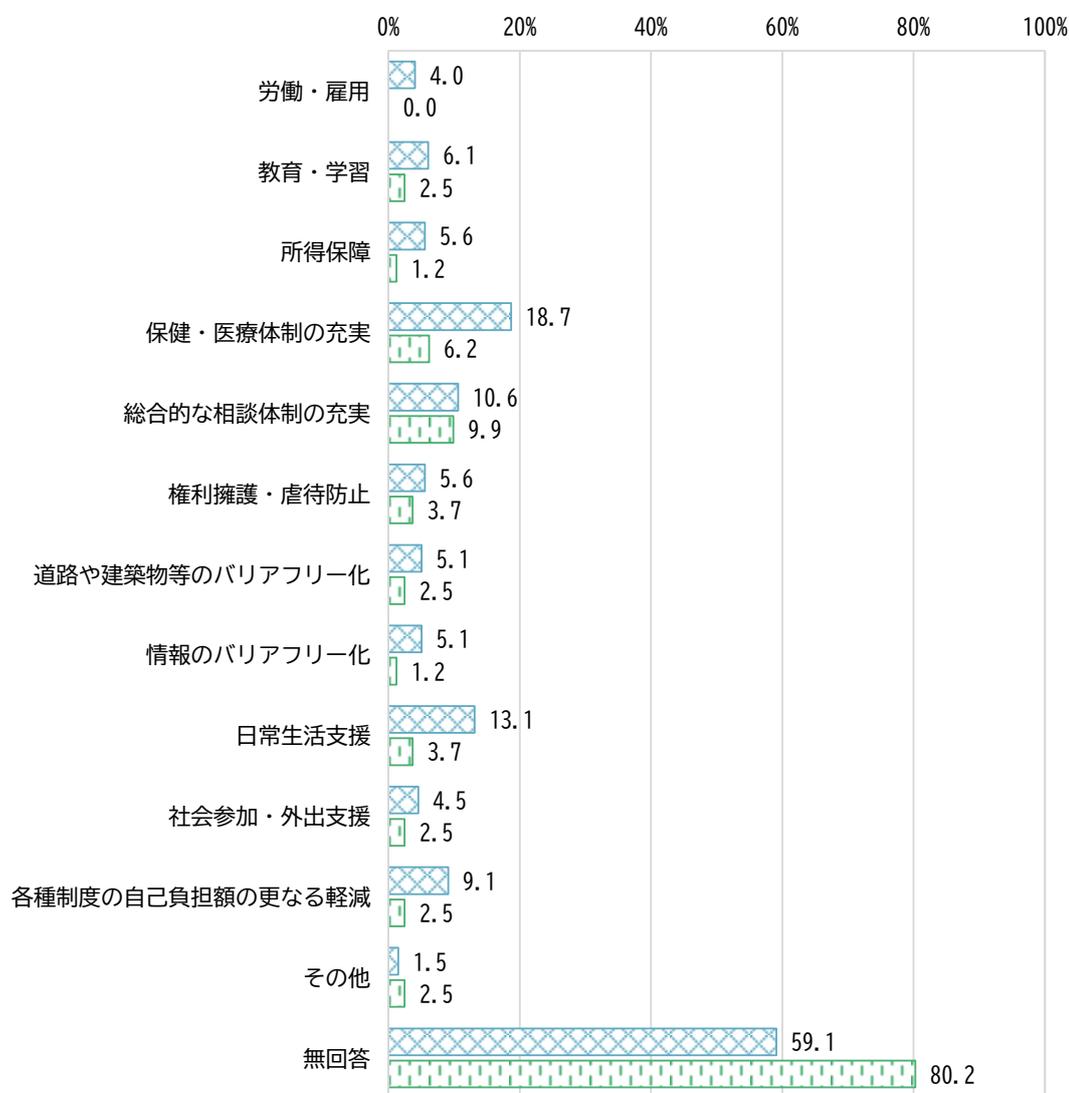
■暮らしやすい(n=198)

■暮らしにくい(n=81)

上記において『暮らしやすい（「とても暮らしやすい」「どちらかという暮らしやすい」との合計）』と回答した人が満足している施策については、「保健・医療体制の充実」（18.7%）の割合が最も高く、次いで「日常生活支援」（13.1%）となっています。

一方、『暮らしにくい（「どちらかという暮らしにくい」と「とても暮らしにくい」の合計）』と回答した人が満足している施策については、「総合的な相談体制の充実」（9.9%）の割合が最も高くなっています。また、『暮らしやすい』と回答した人と比較すると全ての施策において満足度が低くなっており、特に、「保健・医療体制の充実」、「日常生活支援」、「各種制度の負担額の更なる軽減」において他の施策より差が大きくなっています。

【暮らしやすさ×満足している施策】



■暮らしやすい(n=198)

■暮らしにくい(n=81)

3 前期計画の点検・評価

以下の評価基準により、「東彼杵町障がい者計画」の施策評価を行いました。

■ 評価基準

評価	個別施策	施策
A	4.5 以上	非常に効果的
B	3.5～4.4	効果的
C	2.5～3.4	おおむね効果的
D	1.5～2.4	効果的でない
E	1.5 以下	評価不可

※個別の事業について5段階評価を行い、その結果を基に施策ごとの評価を算定しました。

(個別施策ごとに事業の評価平均点を算出、更にその個別施策の平均点から施策ごとの評価を算定)

基本目標1 啓発・広報

施策の達成状況			評価
2 施策のうち、B評価が1件、C評価が1件となりました。			C
個別施策	事業数	平均点	評価
1 支えあいのこころの啓発	6	3.0	C
2 地域福祉の推進	8	3.6	B

基本目標2 生活支援

施策の達成状況			評価
3 施策のうち、C評価が1件、D評価が2件となりました。			D
個別施策	事業数	平均点	評価
1 生活支援サービスの充実	4	2.0	D
2 経済的支援	2	3.0	C
3 スポーツ・文化芸術活動の推進	5	1.8	D

基本目標3 生活環境

施策の達成状況			評価
2 施策のうち、C評価が1件、D評価が1件となりました。			D
個別施策	事業数	平均点	評価
1 安全・安心のまちづくり	7	2.0	D
2 人にやさしいまちづくり	3	2.7	C

基本目標4 療育・教育・子育て

施策の達成状況			評価
3 施策すべてがB評価となりました。			B
個別施策	事業数	平均点	評価
1 子ども発達支援の充実	11	4.0	B
2 子育て支援の充実	4	4.0	B
3 インクルーシブ教育の推進	9	3.9	B

基本目標5 雇用・就業

施策の達成状況			評価
3 施策すべてがD評価となりました。			D
個別施策	事業数	平均点	評価
1 一般就労機会の拡大	6	1.7	D
2 福祉的就労の支援	3	2.3	D
3 就労相談・情報提供	3	2.3	D

基本目標6 保健・医療

施策の達成状況			評価
2 施策ともにC評価となりました。			C
個別施策	事業数	平均点	評価
1 障がいの原因となる疾病の予防	5	3.0	C
2 医療サービスの実施	4	2.5	C

基本目標7 相談・情報提供

施策の達成状況			評価
3 施策すべてがC評価となりました。			C
個別施策	事業数	平均点	評価
1 相談・情報提供の充実	7	3.1	C
2 意思疎通支援体制の充実	3	3.0	C
3 権利の擁護	6	2.7	C

基本目標8 行政サービス等における配慮

施策の達成状況			評価
1 施策がC評価となりました。			C
個別施策	事業数	平均点	評価
1 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等	6	3.3	C

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

互いに理解し 支えあい 共に生きる

基本理念とは、本計画を推進する上で基軸となるものであり、その実現に向けて各種施策が展開されることが重要となります。

東彼杵町障がい者計画（平成27～令和2年度）では、「互いに理解し 支えあい 共に生きる」を基本理念として、障がい者が地域において自立し、積極的に社会参加でき、その能力を最大限に発揮できる社会の実現をめざしています。

また、障がいのあるなしにかかわらず、誰もがあらゆる社会活動に参加することのできる共生社会の実現を理想とする「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」の内容も遵守し、各施策を展開しています。

本計画においても、前計画における基本理念及び基本目標を変更せず、引き続き理念の実現に向けた取り組みを推進します。

2 基本的視点

障がい者計画では、障がいのある人が、ノーマライゼーションの理念に基づき、住み慣れた地域の中での生活を継続しながら、障がいのない人とともに本町における共生社会を実現していくために、基本的視点として次の3点を掲げます。

(1) 障がいを理由とする差別の解消

障害者基本法には「差別の禁止」が盛り込まれており、障がいを理由とする差別や権利利益を侵害する行為を禁止しています。長崎県では、「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」を制定し、障がいのある人に対する差別を禁止し、差別をなくすための施策を推進するための事項などを定めています。

また、基本理念でもふれたように、障がいのある人が生活を営む上での制約となる社会的障壁については、その除去を必要としている人がいれば、負担が過度でない場合は、合理的な配慮を行わなければなりません。

この基本原則を具体化するために障害者差別解消法の制定や障害者雇用促進法の改正が行われています。障がいを理由とする差別の解消を推進し、誰もが人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現が必要です。

(2) 住み慣れた地域で生活するための支援体制づくり

障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、民生委員・児童委員など地域の住民組織、そして、ボランティア団体や当事者同士などさまざまな人による支え合い（共助）が必要となります。そのための協働・連携を重視した支援体制づくりをさらに推進していくことが必要です。

また、困りごとの相談支援や公的なサービス（公助）などを、障がいのある人が自己選択と自己決定のもとに、身近な場所で利用できるように体制の整備をすることが大切です。このため、本町においても協働に関する取り組みの検討を進め、行政だけでなく新たな担い手の確保を推進します。

引き続き、適切なサービスの提供に努めるとともに、情報提供や相談支援体制を整備するほか、一人ひとりのニーズにあった支援体制をつくる必要があります。

(3) 切れ目のない総合的な支援

障がいのある人がライフステージに沿った適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用、住まい等の各分野における施策を推進するとともに、各分野が連携して施策を総合的に展開し、障がいのある人の自立と社会参加という観点に立って障がいの特性に応じた切れ目のない支援を行うことが必要です。

3 重点施策

重点施策1 地域社会における共生を支援する生活の場づくり

障害者基本法や障害者総合支援法では、「地域社会における共生」が主要な理念として掲げられており、その実現が障がい者施策の中心的なテーマとなっています。

中でも、障がい者が日常生活・社会生活を送る居住の場や日中活動の場の整備・充実、障がい者の地域生活を支える上でなくてはならないものです。また、居宅生活を希望する障がい者支援のため訪問系サービスなどの基盤整備を進めることも重要です。

今後は様々な障がいのある人のニーズに対応し、地域での生活を支えていくため、量的な確保とともにサービスの質の充実や訪問系サービスの整備にも力を入れていきます。また、こうした障がい福祉サービスを活用しながら、地域で障がい者を見守る体制づくりも考えていきます。本計画では、見込量の算出や見込量確保のための方策の設定を行い、障がい者の生活の場づくりの推進を図ります。

重点施策2 総合的な就労支援体制づくり

平成25年6月に障害者雇用促進法が改正され、障がい者に対する差別の禁止や合理的配慮提供の義務付け、精神障がい者の雇用義務化が行われるとともに、障がい者の法定雇用率が引き上げられました。さらに、令和元年6月の改正では、障害者活躍推進計画策定の義務化されるとともに、障がい者の法定雇用率が引き上げられました。

また、平成24年6月には障害者優先調達推進法が施行され、障がい者就労施設などから物品等を優先的に調達することにより、障がい者施設などで就労する障がい者の経済的自立を支援することが定められました。

本町では、就労移行支援・就労継続支援事業所等とともに、障がい者の一般就労・福祉的就労を支援してきましたが、今後は就労相談から職業訓練、求職活動、就労後のフォローまで、一貫した総合的支援を提供できるように体制の整備を図ります。

重点施策3 障がい種別によらないサービス提供の実施

障害者総合支援法では、サービス提供対象に難病患者が正式に位置付けられ、障がい種別によらないサービス提供の実施が定められています。障害者手帳所持者はもちろん、手帳を所持していない人も必要に応じてサービスを利用できるように、制度の周知・啓発を図っていく必要があります。

本町では、精神障がい者、発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等に対する支援を一層充実させることで、サービス利用を必要とする人が制度の谷間に落ち込む

ことがないように配慮していきます。

重点施策4 相談支援体制の充実

障がい者等、とりわけ重度の障がい者等が地域において自立した日常生活・社会生活を営むためには、障がい福祉サービス等の提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、自己選択・自己決定を支援しながら各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

福祉サービスに関することのみならず、近年増加傾向にある障がい児・者虐待や災害発生時のための対策などの様々な問題について、障がい者や家族等からの相談に応じる体制の整備に加えて、サービス利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言を行うほか、特定相談支援事業所の充実のために必要な施策を推進していきます。

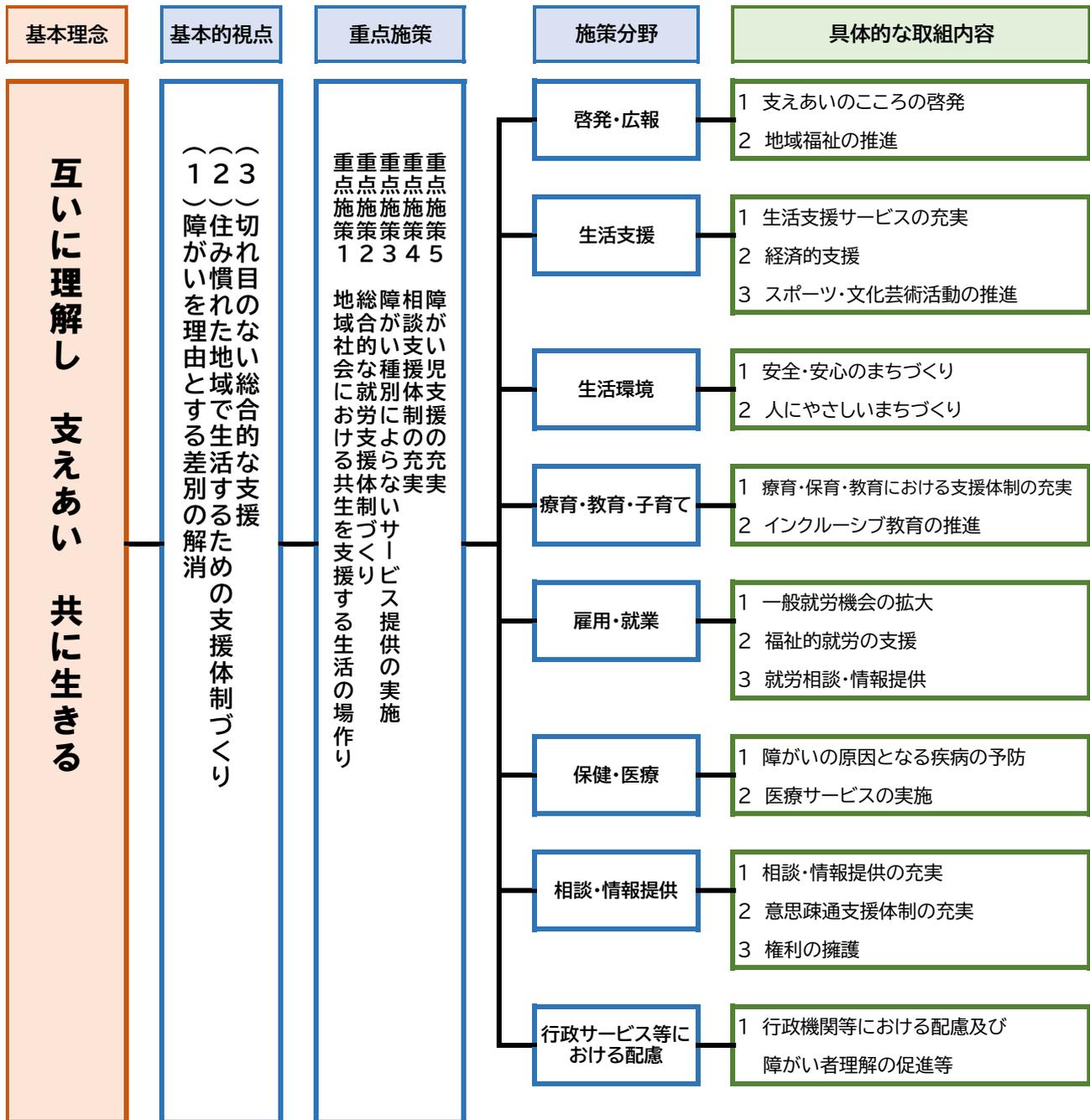
また、東彼杵郡3町の関係機関等の有機的な連携の下で、地域の課題の改善に取り組んでいきます。

重点施策5 障がい児支援の充実

平成24年8月に、子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立しました。同法では、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定しており、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

障がい児のためのサービスは、児童福祉法のもとに一元化されましたが、全てのライフステージにわたって障がい児の日常生活・社会生活を支えていくことが必要なことから、本計画では障がい児に係るサービス提供に関しても活動指標や見込量確保のための方策を設定し、支援の充実に努めます。その際には、教育・子育て・保健・医療など関係部局との連携を図っていきます。

4 施策の体系



インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。

平成24年7月23日初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」抜粋

第2部 東彼杵町障がい者計画

第1章 啓発・広報

■現状と課題■

障がいの有無にかかわらず、すべての人にとって暮らしやすいまちを目指すためには、障がいや障がい者に対する正しい理解を深め、障がい者が偏見や差別等を受けることがないように、福祉教育の充実、啓発・広報活動、さらには地域内における協力・支援が重要です。

本町では、町広報紙や社会福祉協議会発行の「社協だより」などを通じた広報・啓発活動を行っており、社会福祉協議会ではボランティア活動を推進しています。

アンケート調査においては、2割を超える障がい者が「差別や嫌な思いをしたことがある」と回答しています。そのため、職場、地域等の身近な場所で、また学校などで子どもの頃から、障がいに対する理解が深まるような取り組みを進める必要があります。

障がい者の社会参加や障がい者への理解を推進していくにあたっては交流が効果的という意見も多くあることから、障がいの有無に関わらず交流機会が得られ、地域とのつながりを深められるような環境づくりを推進していく必要があります。

1 支えあいのこころの啓発

(1) 啓発・広報活動の推進

○広報等による住民の理解・啓発

町や社会福祉協議会の広報紙、ホームページ等を通じて、障がい者福祉に関わる各種情報の提供を行い、障がいのある人とその障がい特性に対する住民の理解・啓発を推進します。また、法制度の制定・改正など障害者関連法の内容や、それらの基本的な考え方となっている障がいを理由とした差別の禁止や合理的配慮、インクルージョンなどについても広報・啓発活動に努めます。

○障害者週間の周知

広報等を通じて、12月3日から12月9日までの、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とした「障害者週間」の周知をします。併せて、障がいに対する正しい知識や思いやりのこころを育む記事を掲載し、障がいのある人とその障がい特性の理解の推進に努めます。

(2) 障がいと障がい者理解の促進

○学校における福祉教育の充実
優しい心と思いやりの心を持ち、お互い助け合う風土を育むため、ボランティア体験や福祉体験などを行い、学校における福祉教育の充実に努めます。
○特別支援学校との交流の支援
特別支援学校との交流及び共同学習を実施し、早期段階での障がいのある人への理解の普及に努めます。
○福祉イベントの開催支援
福祉に対する理解を深めるためのイベントの開催を支援します。
○地域における福祉教育の推進
地域住民の福祉への関心を高めるため、全町民を対象とした福祉に関する講座等を実施するなど、地域における福祉教育を推進し町民の理解を深めます。

2 地域福祉の推進

(1) 地域福祉活動の推進

○住民組織と福祉関係団体等の連携と協働の推進
障がいのある人が地域で自立した暮らしが送れるよう、地域住民、ボランティア、民生委員・児童委員、行政区関係者が「自助・互助・共助・公助」の考えのもと身近な地域での支援を行うことができる体制づくりに努めるとともに、地域、行政、サービス提供事業者等が協働して福祉課題の解決に取り組み、地域福祉を推進します。
○社会資源の発掘・支援
地域、行政、サービス提供事業者等が協働して住みやすい地域づくりをするため、東彼地区自立支援協議会において社会資源の発掘や活動の支援を行うことで、福祉課題の解決に取り組みます。
○地域見守り活動事業の推進
障がいのある人の生活を支援するため、交流活動や災害時要援護者支援制度を活用し、地域における見守り活動と支え合いにより住民相互の支援体制の強化に努めます。

(2) ボランティアの育成

○ボランティア講座の充実と参加促進
日本赤十字社が主催するボランティア講座への参加を促進し、ボランティアの養成のため、参加者のニーズに合った講座や時間設定、メニューを工夫し参加促進に努めます。
○ボランティアの育成
長崎県ろうあ協会に協力を得ながら手話、点訳、要約筆記等の技術的なボランティア講座やセミナーの開催を検討し、障がいのある人を支援するボランティアの育成に努めます。

(3) ボランティア活動への支援

○ボランティア活動の場の提供

ボランティア団体や障がい者団体へ活動の場として、公共施設、社会福祉協議会の会議室等を提供します。また、ボランティア団体の登録制度や町主催事業へのボランティア参加制度等の構築を行います。

○ボランティア情報の提供

ボランティアに関する情報を集め、町民や活動団体に情報提供などの支援をすることにより、ボランティア活動を推進します。

第2章 生活支援

■現状と課題■

障がいのある人が、自ら望む場所で自立した生活をおくるためには、個々の状況に対応した福祉サービスの充実を図る必要があります。

今後も、障がいのある人の自立した生活を支えるために、相談支援体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスに対する情報提供を行い、障がいのある人が主体的に必要なサービスを選択できるような環境づくりに努めます。

また、障がいの重度化や重複化、それに伴う家族などの介助負担の増加への対応のほか、障がいのある人とその家族の高齢化に伴う親なき後などを見据えた対応が求められています。

そのため、短期入所や日中一時支援などにより、家族の介助負担を緩和、軽減するためのサービスの充実に努めるとともに、適切なサービスを提供するための人材の育成や確保を促進するなど、質と量の両面からサービスの充実を図る必要があります。

さらに、スポーツ活動、文化芸術活動、レクリエーション活動等は、だれにとっても生活を豊かにする上で重要な要素です。障がいのある人が一人でも多く希望する活動に参加し、その楽しさを享受できるよう、参加促進のための支援を行う必要があります。

1 生活支援サービスの充実

(1) 訪問系・日中活動系サービスの充実

○訪問系サービスの充実
障がい者福祉計画に基づき、各種の障がい福祉サービスが、希望に沿って、円滑に提供できるよう、サービス量の確保に努めます。
○日中活動系サービスの充実
障がい者福祉計画に基づき、各種の障がい福祉サービスが、希望に沿って、円滑に提供できるよう、サービス量の確保に努めます。

(2) 居宅系サービスの充実

○グループホーム等の整備
障がいのある人が地域で自立した暮らしが送れるよう、障がい者福祉計画に基づき、ニーズに応じた適正なグループホーム等の整備を推進します。

(3) 移動の支援

○同行援護
視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の便宜を提供します。
○行動援護
知的障がいや精神障がいや発達障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
○移動支援事業の充実
外出、余暇活動等の社会参加のための移動が円滑に行われるよう、制度の周知やサービス提供事業所の拡大を図ります。

2 経済的支援

(1) 各種福祉手当の支給

○各種福祉手当の情報提供
受給資格者に対し不利益が生じないように、手続きについての確実な情報提供を行います。

(2) 各種助成制度による支援

○各種助成・貸付制度の利用啓発
長崎県社会福祉協議会における生活福祉資金貸付事業や、住宅リフォーム補助事業等の各種助成・貸付制度の周知を行い、必要な方に支援をします。

3 スポーツ・文化芸術活動の推進

(1) スポーツ活動の推進

○情報提供の充実
障がいのある人がスポーツを気軽に楽しんだり、身近な地域で活動に参加してもらえるよう、障がい者団体と連携した情報提供に努め、積極的な参加を促進します。
○スポーツ活動への参加促進
体育協会や健康づくり応援隊等と連携して、障がいのある人も気軽にできるスポーツ活動への参加を促進します。

(2) 文化芸術活動の推進

○障がい者社会参加促進事業の実施
障がいのある人の社会参加を促進するため、文化行事の開催にあたっては、障がいのある人が鑑賞・参加しやすい環境づくりに努めます。また、文化芸術活動を通じた交流促進に取り組みます。

(3) 参加しやすい環境づくり

○文化・体育施設の環境整備
公共施設におけるエレベーター、スロープや車いすの設置を推進し、参加しやすい環境を維持します。
○講座等への手話通訳者等の配置
町では手話言語条例に基づき、主催する講座等を開設するときは、必要に応じて長崎県ろうあ協会の協力を得て手話通訳者等を配置し、障がいのある人の生涯学習への参加を促進します。

第3章 生活環境

■現状と課題■

近年、全国各地において発生している大規模な地震や豪雨災害は、自然災害の脅威と同時に、災害時における住民同士の助け合いの大切さを再認識させるものでした。

本町では、身体障がい・知的障がい・精神障がいについて障がい特性への理解促進を推進し、災害時における助け合いによる救助や避難所などにおける障がいのある人への適切な配慮について町民の意識の醸成を図るとともに、福祉避難所や災害備蓄品の整備、ボランティアの確保、避難行動要支援者登録の促進などに努める必要があります。

障がいのある人が、身近な地域で安心して暮らすことのできる環境を整備するためには、公共施設や障がい者支援施設をはじめとする民間施設や道路において、障がいのある人の利用を制限するような障壁の除去、すなわち、バリアフリー化を推進する必要があります。

歩道の整備や段差解消などハード面のバリアフリー化は多大な費用を要することから、短期間で実現することは難しい分野ですが、障がいのある人が暮らしやすいまち、すべての人が暮らしやすいまち、すなわちユニバーサルデザインのまちであるという認識のもとに、生活環境の整備を進める必要があります。

さらに、日常的に発生している犯罪や交通事故、消費生活に関するトラブルなどから、障がいのある人をはじめとするすべての人を守るため、地域や警察と連携して、防犯対策に取り組むとともに、身近な地域における見守りや助け合いなどの活動を促進するなど、防犯対策のさらなる推進を図る必要があります。

1 安全・安心のまちづくり

(1) 防災対策の推進

○避難行動要支援者支援制度の推進

災害時に特に配慮が必要な方を要配慮者といい、要配慮者のうち自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を避難行動要支援者と定めています。災害時には、地域支援者（消防団、自治会、民生委員等）・行政（町、消防署、警察等）が協力し避難行動要支援者を支援します。

支援するため、制度の普及啓発を町広報紙やホームページ等を通じて行い、災害時避難行動要支援者名簿への登録の推進に努めます。

○防災活動の推進と障がい者の参加促進

区長会や防災関係会議において、障がいのある方の参画を促し、災害時における要支援者（避難に支援が必要な方等）を地域ぐるみで支援する意識の醸成を図ります。

○避難所における障がいのある人への配慮

避難所においては、障がいのある人が安全に行動できるような配慮に努めます。また、安心して避難生活を送れるよう、障がいその他の事情に合わせて各避難者の避難スペースの調整を行うなど避難所の円滑な運営と避難者への配慮に努めます。

(2) 緊急時の情報の発信

○緊急時の情報提供

防災infoひがしそぎ（防災情報提供システム）の普及及びシステム機能の強化を図り、災害時における被害の軽減に努めます。

(3) 消費者トラブルの防止と救済

○消費者トラブルの防止と被害からの救済

障がいのある人が、悪徳商法等の被害に遭うことのないよう情報収集と発信を行うとともに、被害からの救済のため、必要に応じて成年後見制度の利用の促進や東彼杵町消費者相談窓口等の相談窓口へつなげていきます。

(4) 交通安全教育の実施

○交通安全教育の実施

交通安全教育を実施する際には障がいのある人が交通事故等に遭うことがないように、啓発に努めます。また、交通安全を推進する会議において、障がい者に関する講話・実践教育等を実施します。

2 人にやさしいまちづくり

(1) 人にやさしい施設の整備

○公共施設のユニバーサルデザインの推進
公共施設を新設するときには、ユニバーサルデザインによる設計を推進します。
○障がい者用トイレの多機能化の推進
公共施設を新設するときには、オストメイト対応トイレの設置を検討します。

(2) 住まいの充実

○町営住宅のバリアフリー化の推進
障がいのある人の快適な住まいを確保するため、町営住宅のバリアフリー化を推進します。

第4章 療育・教育・子育て

■現状と課題■

障がいのある児童が、持てる能力を十分に発揮し自立を目指すためには、発達の遅れや障がいを早期に発見し、早期療育につなげていくことが重要です。

本町では、乳幼児健診等により発達段階に応じた健康診査や育児相談を実施しており、その結果、必要に応じて医療機関や療育機関及び東彼杵郡3町で実施している子育て相談等を紹介しています。

障がいのある人をはじめ、誰もが生涯にわたって、より充実した生活をおくるためには、生きがいを持って健やかに暮らすことができるよう、生涯学習につながる学校教育における良好な環境づくりから取り組むことが重要となります。学校教育の充実にあたっては、障がいのある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援のもと、障がいのない児童生徒とともに、障がいの特性や程度などを踏まえた適切な教育を受けることができるような環境づくりが望まれています。このような、ともに学ぶ環境づくりを進める一方で、個別の支援ニーズのある児童生徒が、将来の自立と社会参加を見据えて、成長段階ごとに最適な支援を受けられるよう、通常の学級のほか、特別支援学級、特別支援学校などの多様な学びの場の充実を図る必要があります。

発達障がいや発達に遅れのある子どもについては、一人ひとりの特性や発達段階に応じた適切な医療・福祉や、保育・教育を提供するとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援が重要となります。

また、放課後等デイサービスのニーズは高くなっており、保育サービス、地域子ども・子育て支援事業等を含め、子育て支援の視点からより一層の支援が必要です。

学校教育においては、障害者権利条約に盛り込まれたインクルーシブ教育を推進していくことが課題となります。本人・保護者の意見を尊重した就学先の決定、学校施設のバリアフリー化、教材の工夫などの取り組みが求められます。また、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育が行われるよう、関係各課で検討を進めることが必要です。

1 療育・保育・教育における支援体制の充実

(1) 早期療育支援体制の充実

○健康診査等の実施
子どもの発達節目において、集団検診を行い、身体、運動、精神発達を確認し、障がいの早期発見、治療、療育に対応します。
また、必要に応じ、個別の相談や訪問指導を行い、きめ細やかな対応に努めます。
さらに、認定こども園での健康診断や保育士等の気づき、就学時の健康診断等を通じ、発達障がいのある児童の早期発見と指導に努めます。

(2) 療育・幼児教育の充実

○支援体制の整備
発達の遅れや保護者の育児不安に関する相談に対して、適切な助言・指導を行える相談機能の体制整備に努めます。
○交流保育の推進
障がいの有無に関わらず、すべての児童のふれあいを図るため、子育て支援センターや各園の子育てサークルへの案内を推進します。
○認定こども園への支援
集団生活に適応するための支援を必要とする子どもへの保育に関して、個々の特性に合わせた保育を行うために、保健師が訪問し、早期療育へつなげます。

(3) 情報交換、協力体制の充実

○関係機関の連携による支援体制の充実
療育担当者や関係機関の情報交換会を開催することにより、保健・療育・教育の各分野間の連携を強化し、早期療育の連続・一貫した支援体制の充実を図ります。
○生涯を通じた支援のための情報共有
乳幼児期から成人期までの成長や、医療、教育、福祉等の支援内容などを一貫した情報として共有することにより、生涯を通じた支援を行います。
○各種子育て支援事業による育児不安の解消
各種子育て支援サービス情報の提供や相談・助言を行うことにより、保護者の育児不安の解消に努めます。また、早期療育等へつながるよう、関係機関との連携を図ります。

(4) 子育て支援の充実

○放課後児童クラブへの受入れの推進
特別支援教育を受ける小学生で、放課後に保護者が留守になる児童について、放課後児童クラブへの受入れを推進します。
○放課後等デイサービスの充実
放課後等デイサービスについては、ニーズに対応するため、新規事業者の参入を促進し、質の充実と量の確保を図ります。
○ファミリー・サポート事業の創設
子育て支援活動の充実のため、援助会員の確保や、障がいのある児童の理解を含めた研究会の開催を推進します。

2 インクルーシブ教育の推進

(1) 教育相談等の充実

○教育の支援体制の整備
町単独で就学指導委員会を設置し、就学における支援体制の整備を図り、きめこまやかな支援を推進します。
○関係機関の連携強化
保護者の教育上の悩みや不安を解消するため、専門機関や特別支援学校等の連携強化を図ります。
○相談支援体制の充実
相談数の増加に対応するため、家庭教育相談員・臨床心理士等の相談時間の拡大に努め、相談の充実を図ります。

(2) インクルーシブ教育システムの構築

○多様な学びの場の充実
教育的ニーズに最も的確に応えた指導を提供できるよう、小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」のそれぞれの充実を図ります。
○合理的配慮の提供
合理的配慮については、児童生徒一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて町・学校と本人・保護者間で可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供します。
○通級指導の充実
障がい特性にあわせた学習支援をするため、通級指導担当教員研修等を開催し、教職員の専門知識の習得と資質向上を図り、通級指導の充実に努めます。
○学校施設のバリアフリー化の推進
災害発生時における利用等の観点も踏まえつつ、学校施設のバリアフリー化の推進を検討します。

(3) 進路指導の充実

○学校・行政・職安の協力

障がいのある生徒の状況に適した進路指導を行うため、学校説明会・見学会等を引き続き実施し、卒業生の体験談、職場見学・実習については実施を検討します。

○職場見学・説明会等の実施

障がいのある生徒に自らの進路に対して関心を持ち、考えてもらうため、卒業生の体験談、職場見学・実習、学校説明会・見学会等の実施を検討します。

第5章 雇用・就労

■現状と課題■

障がいのある人が、自ら望む場所で自立した生活をおくるためには、生活の糧を得られるよう、働く意欲を持つとともに、一般就労を望む人が、民間企業などで働くことのできる環境づくりに取り組むことが重要となります。

障害者雇用促進法では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障がい者・知的障がい者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています。

令和3年3月1日から法定雇用率が、民間企業では2.2%から2.3%へ、国・地方公共団体等では2.5%から2.6%へ引き上げられています。さらに、障がい者に対する差別の禁止や合理的配慮の提供義務、これまで雇用義務の対象とされていなかった精神障がい者の雇用義務化など障がい者の就労に向けた環境づくりが推進されています。

しかし、障がい者雇用は、依然として厳しい状況にあり、障がいのある人が、地域で自立して生活を送るためには、収入を得ることが必要不可欠です。特にグループホームで生活をしていく場合は、家賃・食費等を考慮すると障害年金の収入だけでは十分ではなく、就労により収入を得ることが必要です。

就労することで生活のリズムを保つことができ、働いて収入を得ることで、やりがいも享受できます。加えて、いろいろな人とふれあうことができ、社会参加や生きがいも見出すことができます。

一般就労については、公共職業安定所や特別支援学校等と連携をして、障がいのある人の能力や適性に応じた就労の場の確保及び雇用の安定に努める必要があります。

雇用の安定のためには、就労における悩みに対して相談支援をすることも重要になってきます。現在、本町では一般就労についての相談支援を行っていますが、今後は東彼杵郡3町で情報の共有を図り、その周知と連携に努めます。

一般就労が難しい障がいのある人については、相談支援事業所や福祉施設等と連携して、一般就労同様に能力や適性に応じた福祉的就労の場を確保することにより、働くことへのやりがいを持てるような支援が求められます。

障害者優先調達推進法に基づき、就労系サービス事業所で作られる製品の販売を促進することにより、障がいのある人の工賃収入を増やし、その結果、自立した生活を送ることができるように努めていくことが重要です。就労系サービス事業所などの福祉的就労の場においては、引き続き事業者の参入・事業拡大を図ると同時に、多様な事業者の参入に対して、その質の確保に努めていく必要があります。

1 一般就労機会の拡大

(1) 雇用・就労の啓発・広報

○企業等への制度の啓発
障がいのある人の雇用拡大を働きかけるため、企業等に各種助成制度や障害者雇用率制度を周知します。
○障がい者雇用の促進
就労継続支援 A 型の新規事業者の参入促進を図るなど、新しい形の就労の場の拡大に努めます。
○職場における合理的配慮の提供義務等の周知
改正障害者雇用促進法、障害者差別解消法等の施行を踏まえ、法に盛り込まれた、障がいのある人への差別の禁止や合理的配慮の提供義務について広報・啓発に努めます。

(2) 雇用・就労の支援

○関係機関の連携強化
障害者就業・生活支援センターの協力のもと、障がい者雇用の促進を進め、一人でも多くの方の就労実現に繋がるよう関係機関との連携を深めていきます。
○就労移行支援の充実
就労移行支援の新規事業者の参入促進を図ると同時に、サービスの質の確保に努めます。
○町における障がい者雇用の推進
継続して法定雇用率の達成に努めます。また、短時間労働等の雇用形態、職域の拡大等を検討します。そして、精神障がい者についても業務内容、採用方法、人材育成方法等について検討を進めます。

2 福祉的就労の支援

○障がい者福祉施設からの町の調達等
障害者優先調達推進法に基づき、町業務の一部を障がい福祉施設への委託を検討するため、今まで以上に庁内各部署への周知を図ります。
○就労系サービスの充実と事業者の質の確保
一般企業等での就労が困難な人の就労機会や生産活動の場として、就労系サービスの新規事業者の参入や事業の拡大を促進します。
○学校と相談支援事業所の連携
特別支援学校等の卒業生が、必要な就労支援が得られ、適切なサービスの選択ができるよう、学校と相談支援事業所の連携を強化します。

3 就労相談・情報提供

(1) 相談支援体制の充実

○募集情報の提供、職業相談の実施
公共職業安定所と連携し、人材募集情報の提供や職業相談を支援します。
○就労相談の推進
関係機関から提供される情報等を活用し、関係機関と連携を図りながら、一般就労への支援や職場への定着を推進します。

(2) 創業・企業等の支援

○小規模作業所等の設立支援
障がいのある人の就労へのニーズに対応するため、保護者、社会福祉法人、NPO法人等による小規模作業所等の設立に対して、身近な場所におけるサービス拠点の整備を支援します。

第6章 保健・医療

■現状と課題■

障がいの有無にかかわらず、自立した生活をおくるためには、健康の維持または増進を図ることが重要となります。

成人の疾病全体に占める、がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加しており、今後は、重症化や合併症を予防できる事業の推進が重要となります。

障がいの発生時期や原因はさまざまであることから、それぞれのライフステージに合わせて、障がいの原因となる疾病などの発生予防や早期発見に取り組み、早期治療につなげることが重要となります。

障がいのある人に対する公費医療負担制度としては、「更生医療」「育成医療」及び「精神通院医療」がありましたが、一本化され、「自立支援医療」として支給が行われています。これら医療費制度による給付等の適切な利用を図っていくことが求められます。

また、難病と小児慢性疾患の医療費助成の対象を拡大されるなど制度改正について周知・広報を積極的に行い、難病患者等の不安を解消していく必要があります。

さらに、ストレスなどによって、うつ病などの心の病を抱える人が増加していることから、学校や企業などと連携し、心の健康づくりに関する取り組みを推進する必要があります。

1 障がいの原因となる疾病の予防

(1) 生活習慣病予防とこころの健康づくりの推進

○特定健康診査等の実施
生活習慣による疾病予防や、疾病が進行し障がいとなることを防ぎ、健康づくりを支援するため、特定健康診査や後期高齢者医療健康診査を実施します。特定健康診査後は、健診結果により、特定保健指導等を実施します。
○健康診査の受診の促進
特定健康診査や後期高齢者医療健康診査の周知を図り、健康診査の受診を働きかけます。
○こころの健康づくりの推進
社会的なストレス要因の増加に対応するため、こころの健康について知識の普及や相談サービス等の情報を提供します。

○意識向上の推進

ゲートキーパー養成事業等、知識啓発の機会をさらに設け、心の健康づくりの意識を全町あげて高めていきます。

(2) 介護予防の推進

○高齢者の生活機能の維持向上

高齢者の生活機能の低下を予防するため、介護保険制度による介護予防事業等を実施します。

2 医療サービスの実施

(1) 地域医療の促進

○かかりつけ医の促進

身近な医療機関で継続して受診できる、かかりつけ医を持つよう働きかけます。

(2) 自立支援医療と医療費の助成

○自立支援医療の実施

心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活や社会生活を営むため、必要な医療費を給付します。

○福祉医療費助成制度

障がいのある人の医療費軽減のため、障がいの程度により、福祉医療として医療費の助成を実施します。助成方法について、他自治体の状況を調査します。

○難病患者の医療費助成に関する情報提供

難病患者への医療費助成の制度変更については、関係機関と連携して情報提供に努めます。

第7章 相談・情報提供

■現状と課題■

障がいのある人が、自ら望む場所で自立した生活をおくるためには、生活上の困りごとなどを気軽に相談し、解決するための相談支援体制が整備されていることが重要となります。

相談件数の増加とそれに伴う相談内容の多様化などに対応するため、ワンストップで対応できる体制づくりが求められています。

障がいのある人が安心して暮らすことのできる環境を整備するためには、障がいのある人が必要とする情報を適切に入手し、活用できるようにすることにより、生活の利便性の向上や外出しやすい環境を創出する必要があります。特に、視覚や聴覚に障がいのある人の情報の入手や意思疎通の支援に取り組むなど、情報のバリアフリー化を推進する必要があります。

本町では、利用者が機器の変更に対応できないことが考えられることから、町の広報紙・議会だより等を音声でカセットテープへ吹き込み、希望する人へ配布しています。

情報化社会と言われる中、情報機器は障がいのある人にとっても情報収集・発信、コミュニケーション等の重要な手段の一つとなっていることから、パソコン講座等の学習機会の充実に努める必要があります。

障がいのある人への差別を解消し、その権利をおびやかすような言動や虐待を防止するよう、障がいのある人とない人がお互いを理解し、尊重し合う環境づくりに取り組む必要があります。

また、知的障がい、精神障がいにより判断能力が不十分な人の権利を守るため、福祉サービスや日常生活における契約行為、財産の管理等を行う成年後見制度の利用促進、虐待の防止に向けての啓発に努める必要があります。

1 相談・情報提供の充実

(1) 相談窓口の充実

○相談支援事業の充実
高い専門性を必要とする内容については、保健所や長崎県発達障害者支援センター、東彼地区障がい者支援センターエールなど専門相談機関へつなげていきます。
○相談支援担当者の専門性の向上
相談支援事業所や町の担当者の専門性の向上のため、研修への参加を促進します。
○手帳を所持していない障がいのある人への対応
発達障がい、高次脳機能障がい、精神疾患、難病等で、障がい者手帳を取得していない人に対しては、手帳を取得できる場合があることや、手帳がない場合にも医師の診断書があれば利用できるサービスがあることの周知を図ります。

(2) 情報提供の充実

○障がいのある避難行動要支援者の把握
避難行動要支援者支援制度を活用し、障がいのある人の状況把握に努めます。
○広報等による情報提供の充実
町や社会福祉協議会の広報紙等により各種の情報を提供するとともに、障がいのある人が必要な時に必要な情報が得られるよう、障がい特性に配慮した情報の提供など、情報のバリアフリーを推進します。 また、情報提供にあたっては、最新の機器だけでなくアナログ機器などの旧式への対応も継続して取り組みます。
○利用しやすいホームページ等の充実
誰でも情報を探しやすい見やすいホームページづくりに引き続き努めます。
○ガイドブック等の作成・配布
障がいのある人に関わるさまざまなサービス、制度等についてまとめたガイドブック等を作成し、配布方法を含めた検討を行います。

2 意思疎通支援体制の充実

(1) 意思疎通支援事業等の充実

○意思疎通支援者の派遣
手話通訳者、要約筆記者の意思疎通支援者の派遣を行います。なお、専門性の高い意思疎通支援者の派遣や調整の困難な広域的な派遣については県の事業となることから、円滑な対応に努めます。
○意思疎通支援事業の拡充
意思疎通支援事業については、あらゆる障がいのある人に対する支援が可能であり、対象者や援助内容についての見直しを行い、事業の拡充を図ります。

(2) ICTへの対応

○日常生活用具（情報・通信支援用具）の利用促進
日常生活用具である視覚障がい者用パソコンソフトや上肢障がい者用パソコン周辺機器の、給付制度を周知し利用を促進します。 また、障がい者が利用しやすい支援用具の給付に努めます。

3 権利の擁護

(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進

○障がいを理由とする差別解消のための啓発
町民に障害者差別解消法の趣旨や内容について周知徹底を図るため、パンフレットやポスター等の作成・配布、ホームページでの掲載を実施します。
○職場における合理的配慮の提供義務等の周知（再掲）
改正障害者雇用促進法、障害者差別解消法等の施行を踏まえ、法に盛り込まれた、障がいのある人への差別の禁止や合理的配慮の提供義務について広報・啓発に努めます。

(2) 権利擁護の推進

○日常生活自立支援事業の促進
障がいのある人や認知症高齢者など判断力が十分でない人が、安心してサービスを受けられることができるよう、東彼杵町社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業を支援します。
○成年後見支援事業の実施
身寄りがないなど当事者による申立てができない場合は、町が代わって法定後見（後見・保佐・補助）開始の審判の申立てを行います。
○成年後見制度等の周知
成年後見制度の周知を図ります。
○虐待等の防止
障がいのある人に対する虐待の未然防止や早期発見に向けて、町民、企業等への啓発に努めます。また、虐待に関する情報提供があった場合には、町民課福祉係を中心にケース検討を行い、早期対応を図ります。

第8章 行政サービス等における配慮

■現状と課題■

障害者差別解消法の平成28（2016）年の施行に伴い、地方公共団体に、障がいを理由とする差別の禁止や障がいのある人に対する合理的配慮が義務付けられたことから、これについて具体的に示す「職員対応要領」の作成が求められています。

今後は、これに基づく合理的配慮に取り組むとともに、広く障がいや障がいのある人に対する理解の一層の促進を図り、差別の解消を推進する必要があります。

また、障がい者がその権利を円滑に行使することができるように、障がい者に対して、選挙等における配慮を行う必要があります。

1 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等

（1）町職員等の障がい者理解の促進等

○町職員への啓発
町職員等が障がい者に対する正しい理解を深めるため、町職員等に向けた研修機会の確保やパンフレット等の配布を行います。
○行政事務等における配慮
事務・事業にあたっては、障害者差別解消法に基づき、障がい者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行います。また、障がい者にとって行政サービスが利用しやすいように、行政手続の簡素化や窓口の一本化に努めます。
○情報提供における配慮
行政情報の提供にあたっては、アクセシビリティに配慮した情報提供に努めます。

(2) 選挙における配慮

○情報提供の推進
点字による候補者情報の提供等、障がい特性及び障がい者の生活実態に応じた情報の提供に努めます。
○投票環境の整備
移動に困難を抱える障がい者に配慮した投票所のバリアフリー化や投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に向けた取り組みを推進するとともに、成年被後見人の選挙権の回復等を行う公職選挙法の改正を踏まえ、障がい者等が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう努めます。
○投票機会の確保
指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がい者の投票機会の確保に努めます

第3部 障がい福祉計画

第1章 基本指針に基づく障がい福祉サービス等の整備の方向

1 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の考えのもとに、障がい者などが自分の住みたい場所に住み、必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加が実現できるよう、自己決定と自己選択を尊重するとともに、意思決定の支援に配慮します。

2 障がい種別によらない一元化した障がい福祉サービスの実施等

障がいにかかわる制度の一元化への対応として、障がい者などがその障がい種別にかかわらず、必要なサービスなどを利用することができるよう、サービスの提供体制の充実を図ります。

3 課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者などの自立と社会参加を支援する観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援や就労支援といった重要な課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用しながら、障がい者などの生活を地域全体で支えるサービスの提供体制の整備を進めます。

4 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、本町の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

5 障がい児の健やかな育成のための発達支援

質の高い専門的な発達支援を行う児童発達通所支援等の充実を図るとともに、各関係機関の連携の強化に努め、切れ目のない一貫した支援体制の構築を図ります。

また、医療的ケア児などの専門的な支援が必要な児童が、保健、医療、障がい福祉等の支援を円滑に受けられるような体制づくりについて東彼圏域で協議を行うなど、包括的な支援体制の構築を図ります。

6 障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化や人口減少などによる地域資源の減少が進行する中、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供するために、提供体制の確保とあわせて、それを担う人材の確保・育成が一層重要となります。県や東彼圏域の近隣自治体等とも協力し、専門性を高めるための研修の実施や派遣、多職種間の連携の推進等、障がい福祉人材の育成に努めます。

7 障がい者の社会参加を支える取り組み

障がい者が文化芸術を楽しみ、創造や発表などの多様な活動に参加する機会の確保などを通じて個性や能力などを発揮することにより、障がい者の地域における社会参加の促進を図ります。また、読書を通じて文字・活字文化の恵みを受けられるよう、視覚障がい者などの読書環境の整備に取り組んでいきます。

第2章 前期計画の成果目標の評価

基本指針では、障がい福祉サービス等及び児童発達通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、国が掲げる事項について成果目標を設定し定期的に評価をおこなうこととされています。これに基づき、第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画で設定した成果目標について、実績の把握と評価を行いました。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【目標値】

	基準値	目標値
①地域生活移行者数	平成 28 年度施設入所者数 18人	2人（9%）が地域移行
②施設入所者数		令和2年度 17人 （1人（2%）削減）

【実績】

	平成 30 年度実績	平成 31 年度 （令和元年度）実績	令和 2 年度見込
①地域生活移行者数	0人	0人	0人
②施設入所者数	18人	17人	17人

2 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【目標】

令和2年度末までに、東彼地区保健福祉組合 障害者自立支援協議会 精神障がい者地域支援部会において協議を行っていきます。

【実績】

令和2年度より、東彼地区保健福祉組合 障害者自立支援協議会 精神障がい者地域支援部会において年2回協議を実施しています。

3 地域生活支援拠点等の整備の状況

【目標】

令和2年度末までに、東彼圏域において地域生活支援拠点を整備することを目指します。

【実績】

令和2年度末までに、東彼圏域において地域生活支援拠点を整備することはできませんでした。

4 福祉施設から一般就労への移行等の状況

【目標値】

	基準値	目標値
①一般就労移行者数	0人 (平成28年度)	1人 (令和2年度)
②就労移行支援事業の利用者数	2人 (平成28年度)	6人 (令和2年度)
③就労移行支援事業所の就労移行率	—	50%
④就労定着支援事業利用者の 1年後の就労定着率	—	1人 (平成30年度)
	—	1人 (令和元年度)

【実績】

	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 見込
①一般就労移行者数	0人	1人	0人
②就労移行支援事業の利用者数	3人	6人	3人
③就労移行支援事業所の就労移行率	0%	16.7%	0%
④就労定着支援事業利用者の 1年後の就労定着率	—	0%	0%

5 障がい児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援の充実

【目標】

令和2年度末までに、東彼圏域における児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援を利用できる体制の構築に努めます。

【実績】

令和元年度より、東彼圏域において児童発達支援センターを1か所整備しています。また、保育所等訪問は従来から体制を整備して実施しています。

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の確保

【目標】

令和2年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保していきます。なお、本町単独での確保が困難な場合は、東彼圏域での確保を目指します。

【実績】

令和2年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を整備することはできませんでした。

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

【目標】

令和2年度末までに、東彼地区保健福祉組合障害者自立支援協議会こども部会において医療的ケア児支援の協議を行っていきます。

【実績】

平成30年12月より、東彼地区保健福祉組合障害者自立支援協議会こども部会において、医療的ケア児支援の協議を行っています。

第3章 本計画における目標値の設定

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、現状の福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業者等を利用し、グループホーム、一般住宅に移行する人の数について、障がいの程度やサービスの提供基盤等を踏まえ見込みます。

国の基本方針

令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するとともに、これに合わせて令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

町の目標設定の考え方

国の基本指針に基づいて、6%以上（1.02人以上）を地域生活に移行とすべきところ本計画では、本町の実情を考慮し、地域生活移行人数の目標設定を1人とします。

また、国の基本指針に基づいて、施設入所者の1.6%以上（0.27人以上）を削減すべき本計画では、本町の実情を考慮し、削減数の目標設定を1人とします。

項目	人数	考え方
【基準】 令和元年度末の施設入所者数	17人	令和元年度末時点の施設入所者
目標年度の施設入所者	16人	令和5年度末の施設入所者
目標年度の地域移行者	1人 (5.8%)	施設入所からグループホーム等への移行見込み
【目標値】 削減見込み	1人 (5.8%)	—

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の第6期の基本指針では、市町村の成果目標は示されていませんが、精神障がい者の地域移行支援事業等に関する活動指標を見込むことが適当とされていることから、以下のとおり活動指標を見込みます。

国の基本方針

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、成果目標を次のとおり設定する。

- ・精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。
- ・令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。
- ・令和5年度末における入院3ヶ月後時点、入院後6ヶ月時点及び入院後1年時点の退院率の目標値をそれぞれ69%以上86%以上及び92%以上として設定することを基本とする。

町の目標設定の考え方

国の基本指針に基づいて地域移行を進める事を基本としますが、本町においては、県が定める目標数値を参考としながら地域移行推進を行うこととし、地域の実情とグループホーム等居住の場の確保並びに支援体制の連携強化を図りながら進めることとします。

また、地域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置に関して、圏域の協議において検討を行います。

【活動指標】

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1箇所	1箇所	1箇所
②保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数(回)	1回	1回	1回

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

相談、体験の機会や場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等を行う地域生活支援拠点等の整備について、以下を本町の目標として設定しました。

国の基本方針

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討すること基本とする。

町の目標設定の考え方

令和5年度末までに東彼杵郡3町で1か所程度の地域生活支援拠点施設の設置を検討します。また、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討します。

令和5年度末の整備箇所数	整備形態	整備目標年度	1年間の運用状況検証・検討の回数
1か所	圏域による設置	令和5年度	1回

4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定しました。

国の基本方針

- 福祉施設から一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
- 就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和元年度の一般就労の1.30倍以上とすることを基本とする。
- 就労継続支援A型事業については、令和元年度実績のおおむね1.26倍以上、就労継続支援B型事業についてはおおむね1.23倍以上を目指すこととする。
- 就労定着支援事業の利用者数については、就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

町の目標設定の考え方

国の基本指針に基づき、令和5年度における就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数を、令和元年度実績のそれぞれ1.3倍以上、1.26倍以上、1.23倍以上とします。

また、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目標とします。

項目		人数	考え方
福祉施設（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）から一般就労への移行者数（人）		4人	令和元年度実績 1人 1.27倍以上
内 訳	令和5年度中の就労移行支援事業から一般就労への移行者数	2人	令和元年度実績 1人 1.3倍以上
	令和5年度中の就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数	1人	令和元年度実績 0人 1.26倍以上
	令和5年度中の就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数	1人	令和元年度実績 0人 1.23倍以上
令和5年度中の一般就労への移行者のうち就労定着支援事業の利用数		3人	令和5年度における移行者数 4人のうち7割
就労定着支援事業の就労定着率8割以上の事業所		—	令和5年度における割合

5 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針を踏まえ、以下の項目を本町の目標として設定しました。

①児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

国の基本方針
○令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
○令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
○令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
○令和5年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

町の目標設定の考え方
<p>令和5年度末までに、国の基本方針に基づいて、児童発達支援センター、保育所等訪問支援を利用できる体制、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所をそれぞれ1か所確保します。</p> <p>医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置については、東彼地区自立支援協議会の部会において協議をすることとします</p> <p>また、国の基本方針に基づいて、令和5年度末までに医療的ケア児に関するコーディネーターを圏域に1名配置することとします。</p>

項目	令和5年度末の整備箇所数	整備形態
①児童発達支援センターの設置	1か所	東彼杵郡圏域による設置
②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1か所	東彼杵郡圏域による設置
③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	1か所	県央圏域による設置
④主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	1か所	県央圏域による設置
⑤医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1か所	東彼杵郡圏域による設置
⑥医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	圏域で3人	東彼杵郡圏域による設置

6 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針を踏まえ、以下の項目を本町の目標として設定しました。

国の基本方針
○令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

町の目標設定の考え方
現在、圏域で1か所の事業所にて相談支援の窓口を設置しています。地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターは未設置のため、東彼圏域において設置を目指して検討を行います。

7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国の基本指針を踏まえ、以下の項目を本町の目標として設定しました。

国の基本方針
○令和5年度末までに、都道府県及び市町村において障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制を構築することを基本とする。

町の目標設定の考え方
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修会へ職員が参加することで得た知識を基に、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析及び活用を行い、障がい福祉サービス等の質を向上させるため、サービス事業者との情報共有に取り組みます。

【活動指標】

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
長崎県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修会への参加（人）	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	有	有	有
	年1回	年1回	年1回

8 発達障がい者等に対する支援

国は基本指針の中で、発達障がい者等に対する支援に関する基本的な考え方を示し、それに基づく活動指標の設定を求めていることから、本町では発達障がい者等に関する活動指標とその考え方について以下のとおり定めました。

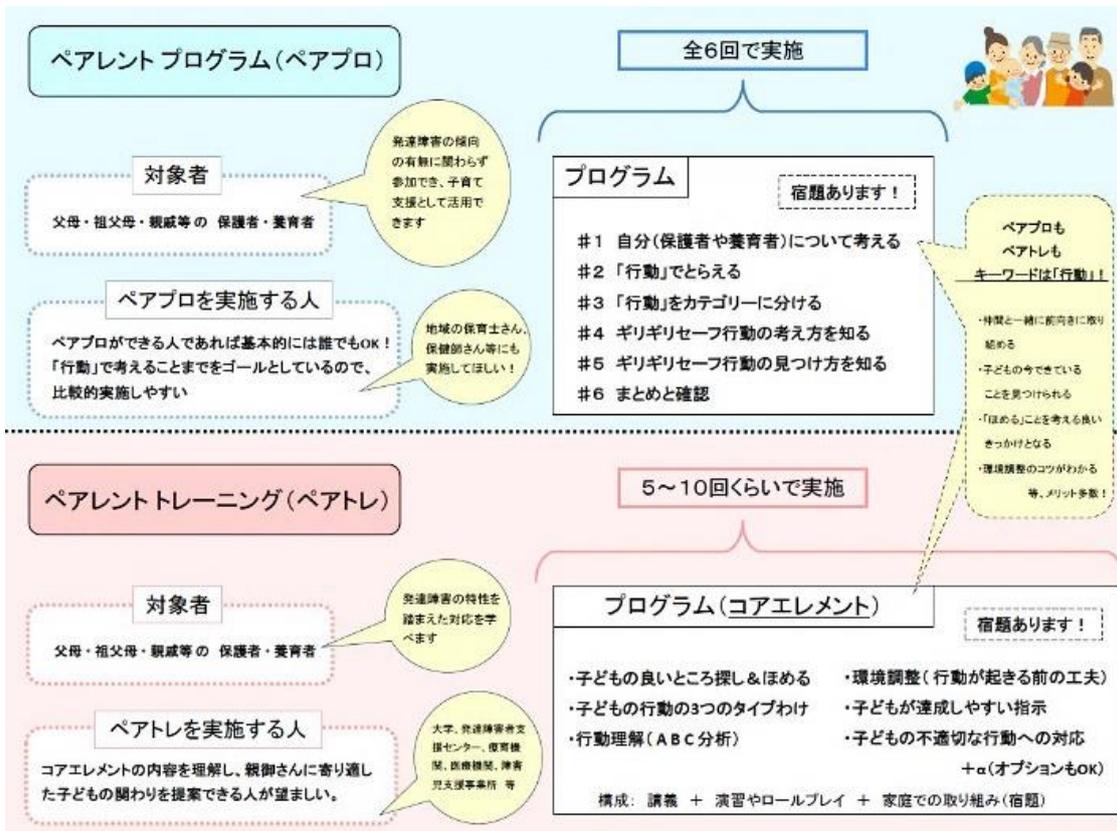
町の考え方
発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族に対する支援体制の圏域での確保に向けて検討します。

【活動指標】

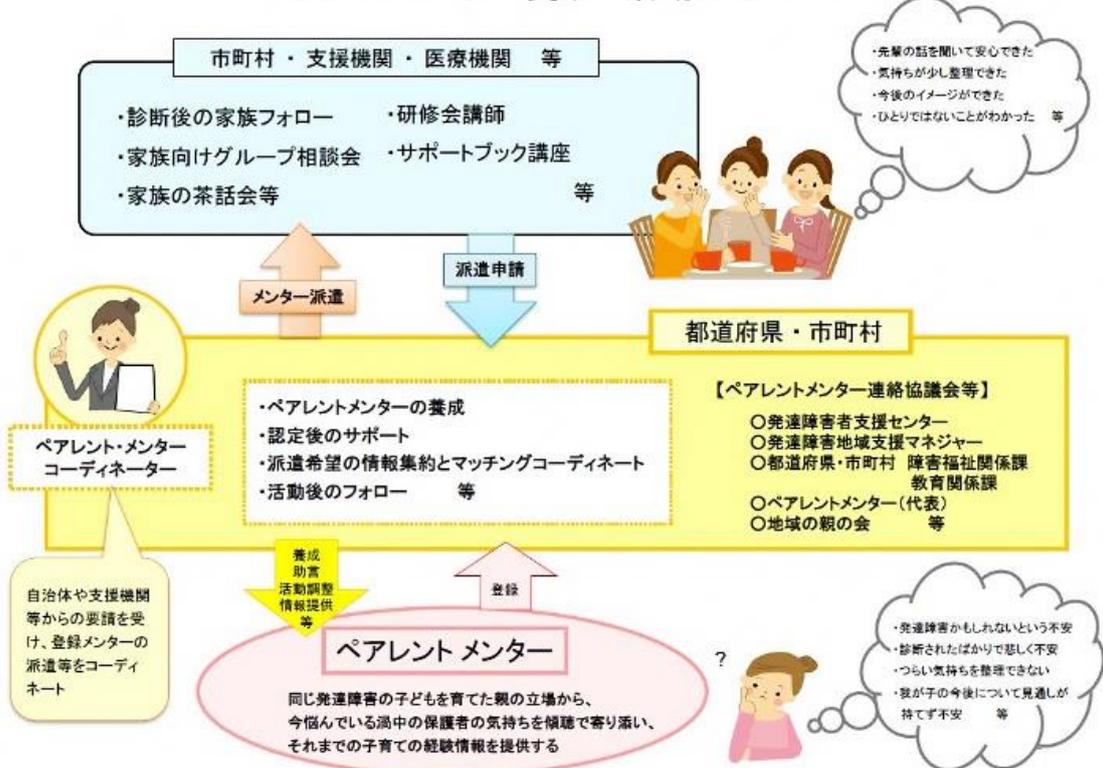
項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（人）	1	1	1
ペアレントメンターの人数（人）	1	1	1
ピアサポートの活動への参加人数（人）	0	0	1

サービス名	サービス内容
ペアレントプログラム	育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことにこまっている保護者などを、地域の支援者が効果的に支援できるよう設定されたグループ・プログラムです。
ペアレントメンター	発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する研修を受けた方が、同じような子どもを持つ親に対して、専門家とは違う視点で共感的な支援を行いながら、地域資源についての情報を提供したり、体験談を話したりします。

【ペアレントプログラム、ペアレントトレーニング、ペアレントメンターについて】



ペアレントメンター養成と活動のイメージ



出典：厚生労働省

第4章 障がい福祉サービスの見込みと確保策

1 訪問系サービス

障がい者が地域で生活していくために必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援の各サービス）を充実させます。また、今後想定されるニーズの増加に応えられるサービス提供体制の充実とサービスの質の向上を図ります。

サービス名	主な対象者	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障がい者 (障害支援区分1以上)	障がい者の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方	障がい者の自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難のある人で、常に介護を必要とする方（障害支援区分3以上）	障がい者が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者	移動時や外出先で視覚的情報の支援（代筆・代読含む）や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。
重度障がい者等 包括支援	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人（障害支援区分6）で ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障がい者で、ALS患者など、呼吸管理が必要な身体障がい者・最重度の知的障がい者 ②強度行動障がいのある重度・最重度の知的障がい者	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等）を包括的に提供します。

□ ■ 第5期計画と実績 ■ □

利用者数は、各年度においておおむね計画どおりとなりましたが、利用時間は計画値を大きく上回り増加傾向となっています。

種 類	単 位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	人/月	21	20	22	23	23	25
重度障害者等包 括支援	時間/月	189	474	198	503	207	662

□ ■ サービスの見込量 ■ □

訪問系サービスについては、令和2年度現在、町内の3事業所でサービス提供がされています。見込量は、平成30年度から令和2年度の利用実績をもと算定しました。

種 類	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護	人/月	26	27	28
行動援護 重度障害者等包括支援	時間/月	650	675	700

□ ■ 見込量確保のための方策 ■ □

- サービス利用者一人ひとりの状況に応じた適切なサービスと必要な量を提供していきます。
- 福祉サービス事業者や医療機関等の連携を強化し、適切な支援に努めます。

2 日中活動系サービス

地域生活を送る上で希望に応じたサービス利用を保障するため、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護）及び短期入所事業について、充実させます。

また、就労移行支援事業等の推進により、今後さらに障がい者の福祉施設から一般就労への移行を目指します。

サービス名	主な対象者	サービス内容
生活介護	<p>常に介護を必要とする人で、</p> <p>①49歳以下の場合、障害支援区分3以上（施設入所は区分4以上）</p> <p>②50歳以上の場合、障害支援区分2以上（施設入所は区分3以上）</p>	<p>地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。</p>
自立訓練 （機能訓練）	<p>①入所施設や医療機関を退所・退院した方で、地域生活への移行を図るうえで、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方</p> <p>②支援学校を卒業し、地域生活を営むうえで、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方</p>	<p>地域生活を営むうえで必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに18か月以内の利用期間が設定されます）</p>
自立訓練 （生活訓練）	<p>①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図るうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方</p> <p>②支援学校を卒業した人や継続した通院により症状が安定している方などで、地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方</p>	<p>地域生活を営むうえで必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに24か月以内、長期入所者の場合は36か月以内の利用期間が設定されます）</p>

サービス名	主な対象者	サービス内容
就労移行支援	一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の方	一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。（利用者ごとに24か月以内の利用期間が設定されます）
就労継続支援（A型）	就労機会の提供を通じて、生産活動に関する知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能の方で利用開始時に65歳未満 ①就労移行支援を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった方 ②支援学校を卒業して就職活動を行ったが、雇用には結びつかなかった方 ③就労経験のある人で、現在雇用関係がない方	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労継続支援（B型）	就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用には結びつかない方などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される方 ①企業等や就労継続支援（A型）での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった方 ②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援（A型）の雇用には結びつかなかった方 ③50歳に達している方 ④試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援（A型）の利用が困難と判断された方	通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。

サービス名	主な対象者	サービス内容
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対して、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要な支援を行います。
療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする方で、 ①ALS患者など、呼吸管理を行っており、障害程度区分6の方 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で、障害支援区分5以上の方	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
短期入所 (ショートステイ)	介護者の病気などで一時的に居宅で介護が受けられなくなり、短期間施設への入所を必要とする障がい者	障がい者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

□ ■ 第5期計画と実績 ■ □

「生活介護」、「就労移行支援」、「短期入所（福祉型）」については、利用者数、利用日数ともに各年度の実績値が計画値を下回っており、特に「就労移行支援」では差が大きくなっています。

「自立訓練（生活訓練）」については、利用を見込んでいましたが計画期間中の利用者がありませんでした。

「就労継続支援（A型）」、「就労継続支援（B型）」については、平成30、令和元年度は実績値が計画値を上回っていましたが、令和2年度は概ね計画どおりと見込まれます。

種 類	単 位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
生活介護	人/月	36	34	37	33	38	34
	人日/月	612	603	629	568	646	594
自立訓練 （機能訓練）	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 （生活訓練）	人/月	1	0	2	0	2	0
	人日/月	17	0	34	0	34	0
就労移行支援	人/月	4	1	5	2	6	2
	人日/月	72	16	90	33	108	33
就労継続支援 （A型）	人/月	5	8	7	7	9	8
	人日/月	105	166	147	150	189	180
就労継続支援 （B型）	人/月	39	43	41	44	43	43
	人日/月	780	863	820	852	860	851
就労定着支援	人/月	1	0	1	0	1	0
療養介護	人/月	8	6	9	7	9	7
短期入所 （福祉型）	人/月	7	7	8	6	9	1
	人日/月	70	65	80	43	90	18
短期入所 （医療型）	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0

□ ■ サービスの見込量 ■ □

日中活動系サービスの見込量は、平成30年度から令和2年度の利用実績をもと算定しました。

種 類	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人/月	34	35	36
	人日/月	612	630	648
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人/月	1	1	1
	人日/月	10	10	10
就労移行支援	人/月	2	3	4
	人日/月	40	60	80
就労継続支援 (A型)	人/月	8	9	10
	人日/月	176	198	220
就労継続支援 (B型)	人/月	44	45	46
	人日/月	880	900	920
就労定着支援	人/月	1	1	1
療養介護	人/月	7	7	7
短期入所 (福祉型)	人/月	7	7	7
	人日/月	70	70	70
短期入所 (医療型)	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0

□ ■ 見込量確保のための方策 ■ □

- 生活介護については、町外の事業所の利用など広域的な対応により、増加するサービスの利用量の確保に努めます。
- 緊急時の利用や医療援助等のニーズに対応したサービスが質・量共に確保できるよう、医療機関やサービス事業者と協議・調整を行います。
- 就労移行支援、就労継続支援A型・B型については、東彼杵郡3町で公共職業安定所、サービス提供事業者、企業、学校等の関係機関とのネットワークの構築を図り、サービス提供体制の整備を進めます。

3 居住系サービス

施設入所や精神科病院入院から地域生活への移行を希望する障がい者に対し、地域移行に必要なサービスを提供するとともに、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図り、地域生活への移行を推進します。

サービス名	主な対象者	サービス内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用して障がい者で一人暮らしを希望する方等	障がい者支援施設やグループホーム等を利用して障がい者で一人暮らしを希望する方に対して、定期的に居宅を訪問のうえ、生活の状況を確認し、必要な助言や医療機関等との調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	就労、または就労継続支援等の日中活動の場を利用している方で、地域で自立した日常生活を営むうえで、相談等の日常生活上の援助が必要な方	家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。
施設入所支援	①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の方(50歳以上の場合は区分3以上) ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な方	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。(自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます)

□ ■ 第5期計画と実績 ■ □

「自立生活援助」については、各年度1人と計画していましたが、計画期間中の利用者はありませんでした。

「共同生活援助」については、各年度において実績値が計画値を下回っています。

「施設入所支援」については、おおむね計画どおりとなっています。

種 類	単 位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
自立生活援助	人/月	1	0	1	0	1	0
共同生活援助	人/月	22	19	23	19	24	20
施設入所支援	人/月	17	18	17	17	16	17

□ ■ サービスの見込量 ■ □

国の基本指針を踏まえ、居住系サービスの見込量は、平成30年度から令和2年度の利用実績及び福祉施設からの移行者、新たな入居者等を勘案して次のとおりとしました。

種 類	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人/月	0	0	0
共同生活援助	人/月	20	20	20
施設入所支援	人/月	17	17	17

□ ■ 見込量確保のための方策 ■ □

- 施設入所については、障害支援区分認定に基づき、必要な人が利用できるよう、入所利用の適正化と広圏域の事業者等との連携を図りサービスの提供に努めます。

4 相談支援

サービス名	主な対象者	サービス内容
計画相談支援	障がい福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用するすべての障がい者 障がい福祉サービスを利用する18歳未満の障がい児	サービス利用支援は障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。 継続サービス利用支援はサービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設または児童福祉施設に入所している障がい者 精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入所している精神障がい者	住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。
地域定着支援	居宅において単身または家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者	対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。

□ ■ 第5期計画と実績 ■ □

計画相談支援については、各年度において実績値が計画値を下回っています。

種 類	単 位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
計画相談支援	人/月	23	20	26	19	29	19
地域移行支援	人/月	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0

□ ■ サービスの見込量 ■ □

計画相談支援については、更新利用者及び新規利用見込みを踏まえて設定しました。また、地域定着支援については、福祉施設の入所者の地域生活への移行及び定着者数を踏まえました。

種 類	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	20	20	20
地域移行支援	人/月	0	0	0
地域定着支援	人/月	0	0	0

□ ■ 見込量確保のための方策 ■ □

- 計画相談については、利用量の増加が予想され、今後、ケアマネジメントを担う人材を確保するとともに、東彼杵郡3町で連携して、サービス等利用計画に支障がないよう配慮し、利用者のニーズに合ったサービスの提供に努めます。

第5章 地域生活支援事業の見込みと確保策

地域生活支援事業は、各種の障がい福祉サービスや支援事業とともに、障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて、総合的な自立支援システムの一翼を担う重要な事業です。

また、地域生活支援事業は市町村・都道府県が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況等に応じて、市町村等が必要と思われる事業を選び、実施することができますが、障害者総合支援法では、必ず実施しなければならない事業（必須事業）を定めています。

また、必須事業のほかにも、市町村の判断により障がいのある人の地域における自立した生活や社会参加の支援に向けた事業（任意事業）の実施が認められています。

本町においては、町内におけるサービス提供体制の確保、利用者の経済的負担への配慮等を図りつつ、地域生活支援事業の計画的・効果的な実施に努めていきます。

■東彼杵町が実施する地域生活支援事業の種類

区分	実施事業	
必須事業	理解促進研修・啓発事業	
	自発的活動支援事業	
	相談支援事業	
	成年後見制度	・成年後見制度利用支援事業
		・成年後見制度法人後見支援事業
	意思疎通支援事業	
	日常生活用具給付等事業	
	手話奉仕員養成研修事業	
	移動支援事業	
地域活動支援センター事業		
任意事業	生活支援	日中一時支援事業
	社会参加促進	自動車改造助成事業

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

理解促進・研修啓発事業は、町が実施する地域社会の住民に対して障がいのある人に対する理解を深めるための研修・啓発事業です。

障がいのある人が日常・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人の理解を深めるための研修・啓発を行います。

■ 第5期計画と実績 ■

種 類	単 位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	-	有	-	有	-	有

■ サービスの見込量 ■

種 類	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

■ 見込量確保のための方策 ■

- 障がい別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障がい者に関するマークの紹介等、障がい者等に対する普及・啓発を目的とした広報活動等の実施を検討します。

(2) 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業です。

障がいのある人が自立した日常・社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組み（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

■ 今後の方向性 ■

計画年度内の実施に向けて検討を進めます。

(3) 相談支援事業

① 障がい者相談支援事業

障がい者や障がい児の保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

□ ■ 第5期計画と実績 ■ □

種 類	単 位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
相談支援事業	件/年	-	107	-	116	-	227
地域自立支援協議会	箇所数	-	1	-	1	-	1

□ ■ サービスの見込量 ■ □

種 類	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業	件/年	240	240	240
地域自立支援協議会	箇所数	1	1	1

□ ■ 確保のための方策 ■ □

- 東彼杵郡3町で連携して相談支援事業の周知拡大を図り、障がい者やその家族の不安や不便さを少しでも解消できるような相談支援体制の充実に努めます。また、圏域での障がい者を取り巻く問題を探り、過ごしやすい地域の確立を推進します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ることを目的とします。

成年後見制度では、知的障がい者、精神障がい者等で判断能力が十分ではない人を保護し、不利益から守るため、家庭裁判所の審判に基づき、成年後見人・保佐人・補助人等から財産管理や日常生活の援助を受けること、又、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができます。

しかし、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていない状況となっていたことから、成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成28年4月15日に公布され、同年5月13日に施行されました。

この法律では、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、また、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされ、平成29年3月24日に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。

□ ■ 第5期計画と実績 ■ □

種 類	単 位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
成年後見制度利用支援事業	件/年	-	0	-	0	-	0

□ ■ サービスの見込量 ■ □

これまで利用者はありませんでしたが、各年度1件と設定しました。

	単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	件/年	1	1	1

□ ■ 見込量確保のための方策 ■ □

- 成年後見制度の利用について必要となる経費の一部について、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人に対し、その費用の全部または一部について補助を行います。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ることを目的とします。

■ 第5期計画と実績 ■

種 類	単 位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	-	無	-	無	-	無

■ サービスの見込量 ■

	単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	有

■ 見込量確保のための方策 ■

- 東彼杵郡3町で連携して法人後見事業の推進を検討し、成年後見制度の相談や体制整備の充実を図ります。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳、要約筆記者等の方法により、障がい者とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とします。

□ ■ 第5期計画と実績 ■ □

種 類	単 位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業	件/年	-	0	-	1	-	1
手話通訳者設置事業	件/年	-	0	-	0	-	0

□ ■ サービスの見込量 ■ □

	単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業	件/年	10	10	10
手話通訳者設置事業	件/年	1	1	1

□ ■ 見込量確保のための方策 ■ □

- 東彼杵郡3町で連携して事業の推進を検討し、広報や窓口等で事業内容の周知を図り、サービス利用を促進します。

(7) 日常生活用具給付等事業

障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とします。

□ ■ 第5期計画と実績 ■ □

種 類	単 位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
介護・訓練用支援用具	件/年	-	0	-	0	-	0
自立生活支援用具	件/年	-	2	-	0	-	0
在宅療養等支援用具	件/年	-	5	-	0	-	3
情報・意思疎通支援用具	件/年	-	3	-	4	-	3
排泄管理支援用具	件/年	-	186	-	183	-	187
住宅改修費	件/年	-	2	-	1	-	0

□ ■ サービスの見込量 ■ □

種 類	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練用支援用具	件/年	0	0	0
自立生活支援用具	件/年	2	2	2
在宅療養等支援用具	件/年	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件/年	4	4	4
排泄管理支援用具	件/年	190	190	190
住宅改修費	件/年	2	2	2

□ ■ 見込量確保のための方策 ■ □

- 広報等で事業の周知を図り、障がいのある方が安心して日常生活を送ることができるよう、障がいの特性に応じた適切な給付が行われるように努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業です。

□ ■ 第5期計画と実績 ■ □

種 類	単 位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
手話奉仕員養成研修事業 (養成研修修了者数)	件/年	-	0	-	0	-	0

□ ■ サービスの見込量 ■ □

	単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業 (養成研修修了者数)	件/年	1	1	1

□ ■ 見込量確保のための方策 ■ □

- 東彼杵郡3町で連携して事業の推進を検討し、広報や窓口等で事業内容の周知を図り、手話奉仕員の養成を促進します。

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

□ ■ 第5期計画と実績 ■ □

種 類	単 位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
移動支援事業 (利用者数)	人/年	25	9	25	10	25	8
	延べ時間	850	633	850	559	850	437

□ ■ サービスの見込量 ■ □

	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業 (利用者数)	人/年	10	10	10
	延べ時間	550	550	550

□ ■ 見込量確保のための方策 ■ □

- 地域の特性や個々の利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態を検討します。
また、委託事業所の拡大を図り、より利用しやすい体制を整えます。

(10) 地域活動支援センター事業

創作的活動、生産活動の機会の提供等、各種機能訓練等、地域の実情に応じた支援を行い、障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とします。

□ ■ 第5期計画と実績 ■ □

種 類	単位等	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
地域活動支援センター事業	箇所数	1	1	1	1	1	1
	人/月	3	6	3	5	3	5

□ ■ サービスの見込量 ■ □

	単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	人/月	5	5	5

□ ■ 見込量確保のための方策 ■ □

- 各機能を備えた地域活動支援センターを通じて、創作的活動または生産活動等の機会を提供するとともに社会との交流の促進や地域生活支援の促進を図ります。

2 任意事業

(1) 日中一時支援事業

障がい者、障がい児の日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としています。

■ 第5期計画と実績 ■

種 類	単位等	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
日中一時支援事業	延利用者数 (人/年)	490	6	490	9	490	7

■ サービスの見込量 ■

	単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	延利用者数 (人/年)	7	7	7

■ 見込量確保のための方策 ■

- 事業内容の広報・周知に努め、利用促進を図ります。また、障がいの特性や状態にあわせた適切なサービス量が提供できるよう、福祉サービス事業者と連携し、必要なサービス量の確保に努めます。

(2) 社会参加促進事業

自動車の改造に係る費用の一部を助成するなど、障がい者への支援により、社会参加を促進していきます。

■ 第5期実績 ■

	単 位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
自動車改造助成利用者数	延利用者数 (人/年)	1	0	1	0	1	0

■ サービスの見込量 ■

	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車改造助成利用者数	延利用者数 (人/年)	1	1	1

■ 見込量確保のための方策 ■

- 事業内容の広報・周知に努め、利用促進を図ります。

第6章 児童福祉法に関するサービス

障がい児を対象とした施設・事業は、施設入所等は児童福祉法、児童デイサービス等の事業関係は障害者自立支援法、重症心身障害児(者)通園事業は予算事業として実施されてきましたが、平成24年4月より児童福祉法に根拠規定が一本化され、体系も再編されました。

児童発達通所支援を利用する保護者は、市町村に障害支援区分の認定について申請を行い、サービス等利用計画を経て、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。障害児入所支援を利用する場合は、児童相談所に申請します。

■市町村・都道府県における障がい児を対象としたサービス

(市町村)

児童発達通所支援	児童発達支援	児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センターと児童発達支援事業の2類型に大別されます。 ①児童発達支援センター
	医療型児童発達支援	通所支援のほか、身近な地域の障がい児支援の拠点として、「地域で生活する障がい児や家族への支援」、「地域の障がい児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。 ②児童発達支援事業
	放課後等デイサービス	学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。 学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

(都道府県)

障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	従来の障がい種別の施設と同等の支援を確保するとともに、主たる対象とする障がい以外の障がいを受け入れた場合に、その障がいに応じた適切な支援を提供します。また、医療型は、このほか医療も提供します。 18歳以上の障害児施設入所者には、自立（地域生活への移行等）を目指した支援を提供します。
	医療型障害児入所施設	※重症心身障害児施設は、重症心身障がいの特性を踏まえ児者一貫した支援の継続を可能とします。 ※現に入所していたものが退所させられないように配慮されます。また、引き続き、入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、満20歳に達するまで利用することができます。

サービス名	主な対象者	サービス内容
児童発達支援	未就学の障がい児	児童発達支援センター*等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
医療型 児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がい児	医療型児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。
放課後等 デイサービス	就学している障がい児	授業の終了後または学校の休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が 集団生活を営む施設等 に通う障がい児及び入 所している障がい児	保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
児童相談支援	児童発達通所支援を利用する障がい児	上記4つのサービスを利用する児童に、支給決定又は支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がいの状態その他これに準ずる状態にあり、外出することが著しく困難な障がい児	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

*児童発達支援センター：通所支援のほか、身近な地域の障がい児支援の拠点として、「地域で生活する障がい児や家族への支援」、「地域の障がい児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。

□ ■ 第5期実績 ■ □

種 類	単 位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
児童発達支援	人/月	6	7	7	6	8	5
	人日/月	12	28	14	18	16	21
放課後等デイサービス	人/月	16	14	20	21	24	27
	人日/月	128	114	160	178	192	267
保育所等訪問支援	人/月	1	1	2	1	2	1
	人日/月	1	1	2	1	2	3
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
児童相談支援	人/月	26	5	28	6	30	9

□ ■ サービスの見込量 ■ □

見込量は、平成30年度から令和2年度の利用実績をもと算定しました。

	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人/月	5	5	5
	人日/月	20	20	20
放課後等デイサービス	人/月	30	33	35
	人日/月	294	323	343
保育所等訪問支援	人/月	1	1	1
	人日/月	3	3	3
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
児童相談支援	人/月	11	13	16

□ ■ 見込量確保のための方策 ■ □

- 早期療育の観点から、サービスの必要な発達障がい児に対し、保健師や事業所等と連携してサービスの確保に努めます。

第4部 計画の推進

1 サービス利用支援体制の整備

(1) 推進体制の充実

計画の推進にあたっては、庁内関係部局や国・県の関係行政機関との連携を強化します。「東彼地区自立支援協議会」において、相談支援、虐待防止を含む権利擁護、就労支援などの様々な課題について、連絡・調整、政策検討を行うとともに、本計画の推進状況の評価を行い、町、相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野などの関係者によるネットワークを活用し、計画の推進を図ります。

(2) 適切な「支給決定」の実施

障害者総合支援法に基づく自立支援給付を利用するには、「支給決定」（サービス受給者証の発行）を受けることが必要ですが、18歳以上の方については、その前に障害支援区分認定に係る調査を受け、審査会の判定に基づく、町からの「障害支援区分の認定」（非該当、区分1～6の6段階）を受ける仕組みが障害者総合支援法に定められています。

また、障がい児が児童発達通所支援を利用する場合、保護者が市町村に申請を行い、サービス等利用計画を経て、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。障害児入所支援を利用する場合は、児童相談所に申請します。

こうしたサービス利用の仕組みについて、町内の障がい者や家族などへの周知に努めるとともに、区分認定調査員や審査会委員などの知識・技術の向上を図り、正確・公平な障害支援区分の認定と、障がい者が必要とするサービスを受けることができるよう、適切な支給決定に努めていきます。

(3) サービスの質の向上と人材確保への支援の強化

サービスの質の向上を図るため、県、その他関係機関と連携しながら、事業所に対して適切な指導・助言を行い、また、従事者の確保に向けて、障がい福祉分野での就職を希望する町民への情報提供を図るとともに、町内の従事者が、新しい知識や技術を習得し、スキルアップを図れるよう、研修受講の支援や、従事者同士の情報交換・共有の促進に努めます。

(4) 地域資源の有効活用

障がい者団体やボランティア団体、NPO法人等に対し自主的・積極的な活動を促進するとともに、協力体制を築き、障がいのある人を地域で支える体制づくりを推進します。

(5) 庁内体制の整備

障がい者福祉に携わる部署は、福祉の担当だけでなく、高齢者、健康推進、公共施設整備や道路整備、教育委員会など広範囲にわたります。

各部署間の綿密な情報交換と連携により、各施策の効率的かつ効果的な推進を図ります。また、すべての職員が障がいのある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障がい者福祉に関する知識と意識を高めていきます。

2 計画の評価と見直し

(1) PDCAサイクルによる評価と見直し

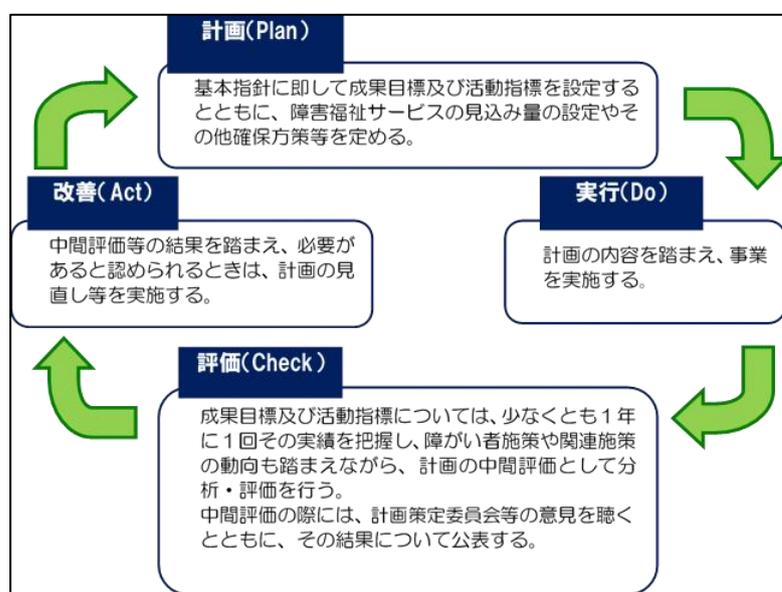
障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずること（PDCAサイクル）とされています。

「PDCAサイクル」とは、様々な分野・領域における品質管理や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を高めていく上で重要となります。

(2) 計画におけるPDCAサイクル

国の基本指針を踏まえ、障がい福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスは、以下のとおりとします。

成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。



資料編

1 用語解説

か行

機能訓練

心身の機能が低下している人に対して、医療機関におけるリハビリテーション終了後、機能の維持・回復に必要な訓練を行い、在宅での日常生活の自立を助けることを目的とするもの。

共同生活援助（グループホーム）

地域社会の中で共同生活を営むことを希望する障がい者に対し、世話人による食事の提供等の日常生活の援助を行うことにより、障がい者の自立と地域生活の支援を行う。

居宅介護（ホームヘルプ）

障がい者が居宅において日常生活を営むことができるようヘルパーを派遣し、食事・入浴等の介護、調理・洗濯・買い物等の家事、生活・身上等の相談・助言、その他の生活全般にわたる援助を行う。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がいのある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

さ行

視覚障がい

眼の機能の障がいを指し、身体障害者福祉法では、身体障がい的一种として、視力障がいと視野障がいに分けて規定している。

肢体不自由

上肢、下肢及び体幹に運動機能障がいをもつ状態。身体障害者福祉法では、①一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障がい、永続するもの、②一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの、③一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの、④両下肢のすべての指を欠くもの、⑤一上肢のおや指の機能の著しい障がい又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障がい、永続するもの、⑥上記の①から⑤までに掲げるもののほか、その程度が①から⑤までに掲げる障がいの程度以上であると認められる障がいに該当する人を身体障がい者としている。

児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。対象となる児童は、療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児等（乳幼児健診等で療育や訓練を受ける必要があると認められた児童を含む）。

障害者基本法

共生社会の実現に向け、障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策に関する基本原則を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより障がい者施策を総合的かつ計画的に進め、障がい者福祉を増進することを目的とする法律。平成 23 年 8 月に改正され、①目的規定の見直し、②障がい者の定義の見直し、③基本原則の設置、④身近な場所での療育、⑤選挙における配慮、⑥司法手続における配慮等が規定された。

障害者差別解消法

障がい者の差別禁止や社会参加を促す国連の障害者権利条約の批准に向け、平成 25 年 6 月に成立。平成 28 年 4 月に施行される。障がいを理由とした差別の禁止を事業者等に義務づける。差別の情報があつた場合、国は事業者等に差別行為の有無の報告を求め、助言や指導をすることができる。

身体障がい

身体障害者福祉法に規定された、視覚障がい、聴覚又は平衡機能の障がい、音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障がい、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器・膀胱又は直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障がいをいう。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき交付され、同法に規定する更生援護を受ける者であることを確認する証票。障がいの程度により1級から6級の等級が記載されている。

精神障がい

精神疾患によって、長期にわたり日常生活や社会生活に制限のある状態。精神疾患には、統合失調症やそううつ病、うつ病、器質性精神障がい、中毒性精神障がい、てんかん等がある。

精神障害者保健福祉手帳

精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障がいのため、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある者を対象として交付する手帳。

成年後見制度

精神上的障がい（知的障がい、精神障がい、認知等）により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度。

た行

短期入所（ショートステイ）

障がい者を介護している家族が病気等のため、居宅において介護ができなくなった場合に、短期間、施設等に入所させて必要なサービスを提供する。

知的障がい

知的機能の障害が発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障を生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態のこと。

聴覚・平衡機能障がい

聴覚障がいは「耳」が不自由な状態で、音が聞こえない・聞きにくい・聞き分けにくいがある。平衡機能障がいは、三半規管や中枢神経系等の働きかけにより、姿勢や動きを調節する機能で障がいがあると、目を閉じた状態では立ってられない、10m以内に転倒若しくはよろめいて歩行を中断せざるを得ないなどの状態となる。

特別支援教育

従来の特殊教育の対象だけでなく、学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

な行

内部障がい

身体障害者福祉法で規定する身体障がいの一種類。呼吸器機能障がい、心臓機能障がい、腎臓機能障がい、膀胱・直腸機能障がい、小腸機能障がい等で、永続し、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められる者を同法の対象となる身体障がい者としている。

ノーマライゼーション

障がいを特別視するのではなく、一般社会のなかで普通の生活ができるような条件を整え、ともに生きる社会こそノーマル（通常）な社会であるとの考え方。

は行

発達障がい

発達障害者支援法に基づく、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がいは「自閉症スペクトラム障がい」という新たな呼称が使用されている。

バリアフリー

もともとは、障がい者が社会生活をしていく上で妨げとなる段差等の物理的な障壁（バリア）をなくす意味の建築用語で、現在では、建物や道路等の段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁（バリア）の除去という意味でも用いられる。

ピアサポーター

ピアとは、同じような立場や境遇、経験等を共にする者たちを表す言葉であり、障がい領域においては、障がい者自身が、自らの体験に基づいて、他の障害者に対する相談支援等を行う活動を「ピアサポート」、ピアサポートを行う者を「ピアサポーター」という。

福祉教育

国や地方公共団体、民間団体、ボランティア等が主に住民を対象として、福祉についての知識や理解、住民参加を促すために、講習・広報等の手段により行う教育のこと。

放課後等デイサービス

就学している障がい児等に対し、放課後や学校休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練・社会との交流促進等の支援を行うもの。

や行

ユニバーサルデザイン

調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することができる製品、環境、計画及びサービスの設計。

ら行

リハビリテーション

障がい者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障がい者のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がい者の自立と参加を目指すとの考え方。

療育

障がいのある児童に対する医療や教育等、発達を促すための一連の取組。療は医療を、育は養育・保育・教育を一字ずつあわせた高木憲次氏の造語が起源とされる。

療育手帳

知的障がい者（児）に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護措置を受けやすくするために、一定以上の障がいがある人に対し、申請に基づいて障害程度を判定し、県知事が交付するもの。



東彼杵町

編集・発行／東彼杵町役場

〒859-3808 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850番地6

TEL:0957-46-1111